

令和3年筑北村議会3月定例会会議録 第3号

令和3年 3月11日

第 3 号 (3月11日)

○開 議	3
○議事日程の報告	3
○一般質問	3
関 川 修 次 議員	4
佐 藤 文 男 議員	1 4
勝 田 昇 議員	2 8
前 山 健 治 議員	4 0
小 山 正 博 議員	4 8
中 村 弘 議員	5 9
吉 池 昌 昭 議員	6 3
鎌 田 欣 子 議員	7 2
太 田 守 彦 議員	8 1
西 澤 良 美 議員	9 5
横 山 敬 議員	9 8
○散 会	1 0 1

令和3年3月筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第3号）

令和3年3月11日（木）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	太田守彦君	2番	西澤良美君
3番	横山敬君	4番	関川修次君
5番	佐藤文男君	6番	勝田昇君
7番	前山健治君	8番	小山正博君
9番	中村弘君	10番	吉池昌昭君
11番	鎌田欣子君	12番	待井安登君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	関川芳男君	副 村 長	欠 員
教 育 長	滝澤昭文君	総 務 課 長	花岡孝芳君
会 計 管 理 者	高野弥寿生君	企画財政課長	久保村公雄君
住 祉 課 民 長	堀内克美君	産 業 課 長	山田充彦君
建 設 課 長	宮島治彦君	観 光 課 長	中澤明彦君
教 育 次 長	窪田信幸君		

事務局職員出席者

事務局 長 山 田 隆 宣 君

◎開議の宣告

○議長（待井安登議員） 開会前に出席者及び傍聴人の皆様に申し上げます。新型コロナウイルス対策として議場入り口にアルコール消毒液を用意してあります。議場に入場される方は消毒液にて手、指の消毒を行っていただくようお願いをいたします。

また、激しいせき等の症状が見られる方につきましては、退席をお願いする場合もございますので、ご了承ください。

定刻になりました。

ただいまから令和3年3月筑北村議会定例会第3日の会議を開きます。

傍聴の申請がありましたので、これを許可します。

本日は一般質問です。本定例会の申し合わせ事項により、質問回数は通告要旨1問につき3回といたします。議員各位にはスムーズな進行にご協力をお願いします。

なお本日の質問者は11名となります。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（待井安登議員） それでは、日程により会議を進めます。

◎一般質問

○議長（待井安登議員） 日程第1、一般質問を行います。

お手元にお配りした要旨に沿って進めてまいります。順番に発言を許可します。

◇ 関 川 修 次 議 員

○議長（待井安登議員） 順番 1、1、新年度予算から見た財政シミュレーションへの影響値について、2、筑北村公共施設等総合管理計画（個別施設計画）の進捗状況について、3、学校環境と教育水準の向上策について。4番、関川修次議員。

関川議員。

○4番（関川修次議員） 4番、関川でございます。

私は先ほど議長から発言をいただいた3項目について質問をいたします。

最初に、新年度予算から見た財政シミュレーションへの影響値、値ということで、昨年度につきましては新型コロナウイルス感染症関連の費用も加わって、過去にない大型の予算となったわけですが、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症対策は優先して取り組まなくてはならないわけですが、そんな中での新年度予算、一般会計で前年度比2.3%減の総額41億9,996万円と、大変ご努力した跡がうかがえるわけですが、主な中身を少し見てみますと、歳入では村税収入、昨年より2,800万円減の3億7,200万円。地方交付税、昨年より人口減少が響いて1億4,000万円減の19億9,000万円。国庫支出金、本年についてはスマートインターのつけかえ道路等の補助金がふえました。そんな関係で1億1,600万円ほどふえて全体では5億4,800万円。財政調整基金、いわゆる貯金の取り崩しですが、7,900万円ほどふえて1億2,800万円。村債については、昨年より6,700万円減の4億1,400万円と。税収や地方交付税の落ち込みは相変わらず続いている中での国、県や基金、貯金に依存した財源の確保がされているわけですが。

一方、歳出では、防災ラジオを含めた高速情報通信事業関連、それからサッカー場などの防災事業関連、学校統合関連、穂高広域の負担金関連など、大型事業の収束を見る中でも今年はスマートインター関連の土木費が前年度と比べて2億700万円ほどふえております。土木費全体では6億2,700万円、これを含めた普通建設事業費全体では7億7,800万円と、この占める中身の令和3年度一般会計、予算総額が41億9,996万円と認識をしております。

そこでお尋ねをいたしますが、ここ数年補正対応での事業が目につきます。結果として決算額を押し上げ、過去に例のない決算規模になっているわけですが、令和3年度においても今後補正が予想されるというのはどれくらいあるのか、今現在の状況で結構ですので、村長のお考えをお尋ねいたします。

以下、質問席にて質問をいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 関川議員にお答えをいたします。

令和３年度当初予算については、事業の緊急性や必要性を考慮した上で、年間所要額を予算計上しております。

一般会計における今後見込まれる補正対応事業でございますが、国の３次補正にかかわる新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金9,742万1,000円を活用した事業にかかわる予算について、事業計画がまとまり次第補正をしていきたいと思っております。

また、起債の繰上償還については、決算に基づく歳計余剰金処分による減債基金積み立てを行い、財源を確保した上で約１億7,400万円を補正対応をする予定でございます。

これ以外にも災害の発生時、それから不測の事態に対応する必要がある場合には補正で対応をさせていただきたいと思っております。

特別会計では、簡易水道事業特別会計において、新水源活用にかかわる設計費を計上しているところでございますが、連日節水のお願いをしているとおり、まとまった降雪がないこと等によりまして、水不足への対応が喫緊の課題となっております。調査結果によっては対応する工事を補正で実施することも検討してまいりたいと考えています。

また、国民健康保険特別会計及び介護保険事業会計等においては、保険給付費等が見込みよりふえる場合は補正で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） ４番、関川議員。

○４番（関川修次議員） 今、補正の概略、主なものを挙げていただきました。当然必要なもの、それから村活性化のために必要なものというのは、当然費用対効果を見据えながら実施すべきと私も考えております。しかしそれには健全な財政見通しのもとで行うべきものでなければならぬわけでございます。前回も申しましたけれども、村民の皆さんの思いは大型事業の実施に期待をする反面、将来財政負担に不安を寄せる声も多く聞こえてくるわけでございます。村民の皆さんへの正確な情報の提供と、丁寧な説明はしなければならないわけでございます。

そこで改めてお尋ねをいたしますが、この今期予算における財政シミュレーションへの影響の予想値はどのくらいかをお尋ねをいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 財政シミュレーションについては、普通会計の決算ベースで作成していますので、すべてを当初予算と比較はできないことはまずご理解をいただきたいと思います。

初めに歳入についてですが、義務的経費の人件費、扶助費、公債費についてはシミュレーションの18億7,800万円に対し、当初予算17億1,100万円で約1億6,700万円下回っております。シミュレーションでは繰上償還にかかわる経費1億7,400万円を計上していますが、補正対応としていること、また会計年度任用職員の期末手当の支給月数の増により1,200万円増加する見込みによるものでございます。

普通建設事業費、災害復旧費についてはシミュレーションの策定時以降、事業の必要性等を検討する中で、防災行政無線屋外子局の増設、村道界無線の改良事業、緊急自然災害防止対策債を活用した河川改修事業、小・中学校のLED化事業及び村道向山線の地すべりの災害事業等の追加に伴い1億7,400万円を増加しております。

この中で地域振興基金の積み立てを見送るとする中で、当初予算時点でシミュレーションを1億5,400万円下回る予算としております。

次に、歳入についてですが、一般財源の村税、地方譲与税及び地方交付税についてシミュレーションの27億6,400万円に対し、当初予算額では25億2,700万円で、2億3,700万円下回っております。村税のコロナによる影響による減少分や交付税についてはかたく見積もる中で、及び国の交付税財源の減少に伴う臨時財政対策債への振替額が大きくなっていることによるものでございます。

国・県支出金については、普通建設事業の追加、コロナワクチン接種、国政選挙等に伴い1億9,100万円の増加になっております。

各項目において、増減はあるわけですが、村税は若干減少見込みですが、決算においては実質公債費比率算定の分母の主要要素となる交付税等はおおむね確保できる見込みでございます。また地方債発行額についても、シミュレーション以内におさまる見込みであることから、実質公債費比率については大きく影響はないと見込んでおります。

いずれにいたしましても執行段階における経費の削減に努め、基金取り崩し等の減額や剰金の積み立てを行い、財源確保に努めてまいりたいと思います。

なおコロナ対策臨時交付金を充当する事業や、普通建設事業において、令和2年から繰り越される事業費が多額となる見込みでございますので、シミュレーションとの差額は出てまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 4 番、関川議員。

○4 番（関川修次議員） 今、村長のご発言で大まかにいってシミュレーションとの、以前やったシミュレーションとの相違はあまり見られない、確かにあくまでも予想ですので、そういう話だと思うんですけども、最近報道がされている近隣自治体の例を見ても、財政の悪化の情報というのは福祉だとか住民サービスの低下などで、ある日突然地域住民の皆さんに知らされるわけでございます。筑北村は違うとしていても、可能な限りの情報を取り入れた確たる財政見通しを立てた上で、行財政運営を行うことは当然のことでございます。つまり可能な限り情報を取り入れた財政シミュレーションでなくてはならないわけでございます。しかし昨年の秋、2 年ぶりの財政シミュレーションの発表がされたわけでございますが、そのときの質問でも村の実施計画などが変更されたときだとか、予算の作成のときだとか、それに伴うこの5年、10年後を見据えた財政の見通しは、恐らく確認をしていると思うので、その財政シミュレーションを公表する回数があまりにも少なすぎる。それとか、普通建設事業費が先ほど言った令和3年度予算を見ても、7億7,846万9,000円と例年でも最低5億円はくだらない費用を使っているのに、具体的数字が上がってこないという理由で、3億円しか見込んでいない、そういうシミュレーション。このようなことを私は幾つか今までの課題として指摘をしてきたわけでございます。

村民の皆さんから見れば、そういう中身の財政シミュレーションで昨年言われた5年後の実質公債費比率は前回に比べて半分になりました、こういう発表をされても、不安の解消にはならないわけでございます。ぜひ透明性を向上させ、より正確性を持った財政シミュレーションをいま一度立てていただいて、村民の皆さんにわかりやすく丁寧な説明をしていただくことを改めて要望いたしまして、次の質問に入ります。

筑北村公共施設等総合管理計画、いわゆる個別施設計画、この進捗の状況をお伺いするんですが、筑北村の公共施設については合併3村の施設をそのまま引き継いだために、全体では390を超える施設を保有しているわけですが、合併当初から人口規模に合った施設運営の指摘がされてきたわけでございます。

合併後15年が過ぎて、交付税算定替えの特例期間が終了した今でも公共施設の適正規模での運営はされていない。ようやく個別計画が昨年の3月にできたわけでございます。しかし職員数の適正化については、限っては計画どおりに進められておりまして、現実に職員数の削減がされております。そしてその職員への過度な業務負担を解消するために、結果として

昨年制度化された会計年度任用職員、令和３年度予算ベースを見ても153人が業務を補っている状況です。

以前から同様の質問をして、指摘をしてまいりましたが、筑北村の公共施設等総合管理計画は、平成28年３月に作成されているけれども、具体的な個別計画がまだできていないので、具体的にはまだ進んでいないという答弁でした。これで令和２年、昨年３月にその筑北村個別施設管理計画が作成され、議会にも報告がありました。これについては業者委託をしたということで、非常に内容もよくまとまっております。これは令和２年から令和11年の10年間の計画ということでございます。その計画の中を見ますと、それぞれ施設の用途廃止だとか、利用検討、継続ホセン、更新検討、公共施設ごとのランクづけがされていて、その各年度の関係費用も計上されています。令和11年度までの10年間のこの管理計画の総額が41億805万円、これを見込んでいて、毎年３億～４億円の事業費でこの計画を推進することとされています。ちなみに令和３年度では、３億4,690万円が計画計上されているわけでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、個別施設計画推進にかかわる令和３年度予算での対応の状況をお尋ねをいたします。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 初めに、新年度予算に計上しました公共施設総合管理計画の関係の予算について答弁いたします。

筑北村公共施設等総合管理計画については、令和３年度は計画策定から５年経過、見直しの時期に当たっておりますので、また学年度策定しました個別施設計画の反映に必要がありますので、計画見直し支援業務委託料として297万円を計上しているところでございます。

なお令和３年度に限り、この業務にかかわる経費の２分の１については、交付税措置されることになっております。

また、余剰となっている教員住宅の一部について、売却を検討する中での不動産鑑定費用等62万4,000円、旧筑北小学校の鑑定費用71万1,000円を計上しているところでございます。

個別施設計画に掲載してあります本年、３年度予算3.4億円でございますけれども、これにつきましてはハコネンかかる更新コストということで、各建物の建築年次を基準としまして、耐用年数を60年、大規模修繕を30年後、さらに30年後建てかえを実施するということで計算したものでございます。

算出に当たりましては標準的な単価、床面積、標準的な単価に床面積を乗じて算出しているということでございます。また、廃止する施設につきましても、解体費の算出も同様にシ

ョウドコ……ということでございます。

あくまで機械的に算出したものでありまして、必ずしもこのとおりコストがかかってくるのではないということをご理解いただければと思います。例えば計画の中で本城体育館大規模改修、修繕ということで1億9,000万円余の計画といいますか、数字があがっているわけですが、こんな大きな修繕にならないよう日々管理を行っている中で、現段階では大規模修繕費は必要となっておりません。よって、その部分の予算というものは今回の3年度予算には計上されておられません。

3年度につきましては、主には設備ですとか、修繕、更新等の予算は計上しているわけですが、建物自体につきましては筑北村の体育館の修繕ということで計上してございますけれども、建物自体に大きな修繕、大規模な修繕というものは計上していない状況でございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、関川議員。

○4番（関川修次議員） 今のお答えを聞く限りは、今の3億4,690万円、あくまでも計画だということの中で、今、教員住宅とかいろいろな20万円、50万円というような話がありましたけれども、実際にはこれ動いていないのが現状です。実際には3億4,690万円、これについてこの個別計画があるんだけど、その個別計画の進捗についてはあまり進んでいないという感じですか。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 先ほども申し上げたとおり、あくまでも機械的に算出した数字でございます。修繕につきましては、建物等の定期検査等に定められていますので、結果、修繕が必要なものについてはその都度修繕をしているということでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、関川議員。

○4番（関川修次議員） 私の言いたいのは、この公共施設の管理計画、それから個別施設計画、なぜつくるか、この本質は何だ、やっぱり4,300人の人口規模に合った施設運営、これがない限りは予算規模を下げろ下げろと言ってもなかなか下がらないと思うんですね。そこに当然人件費もかかりますし、今後当然管理経費、それから更新経費、今、言ったような費用も含まれてくるわけです。だからそれを総合的にやっておかないと、もう既にこの合併後15年が過ぎて、合併特例期間も終わって、本来はその期間でやるべきことを今までやっていな

いということです。それについて担当課としてどう思うか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 合併当初から施設が余剰であるということはわかっていたわけですが。これまで取り組みがされていなかったと。28年に公共施設等総合管理計画を策定し、それに基づく個別施設計画を令和元年度策定したところでございます。

個別施設計画では、今の施設について施設ごと、このまま残すのか、はたまた用途廃止をしていくのかというところを決めるところが肝のところであります。当然それにかかる経費というのは先ほどの数字は機械的に算出したものでありまして、解体するとお金がかかるわけで、譲渡等ということも含めて検討していくということにしているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、関川議員。

○4番（関川修次議員） 今、課長、一生懸命答弁していただきましたけれど、非常にナガイメわかっていると思うので、ぜひご奮闘していただきたいわけですが、当然5年、10年を見据えた安定した行財政運営は最も基本となるところは言うまでもないんですけども、この作業は本当に地味な作業なんですね。なかなかオモテも出ないし、非常に大変な作業けれどもあまりにも地味すぎる、そんなことでなかなか進まない部分があるかと思いますけれども、ぜひ頑張ってください。

先ほど言ったように、身の丈に合った行財政運営、人口規模に合った公共施設の運営にぜひ努めてもらいたいと。

以前私は、それに向けて何回か質問もし、提案もしてきました。実際経過の中でも上げられていますけれども、全庁的な取り組み体制を構築し、施設の各所管部署が横断的に連携しながら取り組むと、村民と行政との相互理解、共通認識の形成を図る、こううたわれています。そこで民間企業を例にとって、個別施設計画を確実に実施し、成果を上げるために統一された細部にわたる対応指示書、いわゆる対応マニュアルを作成して事業の推進を確実に図ってみてはどうかと、こういう以前提案をしましたけれども、マニュアルはつくらないという村長の答弁がありました。しかし予算規模削減のかぎとなるこの計画を確実に実行し、村民の皆さんの理解を得て成果を上げるには、推進する確かな実務組織、それに協力する体制が欠かせないと私は考えますが、本計画推進の今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 公共施設のマネジメントについては、庁内に施設マネジメン

ト会議を組織しまして、いるところでございます。まず個別施設計画に基づく用途廃止につきましては、令和7年度までの廃止計画等、今後提起しまして、今後マネジメント会議において検討に着手することとしてございます。ハコモノ施設等につきましては、民間への譲渡、または指定管理制度、公共施設運営制度等、官民連携の導入がかぎとなり、コスト削減につながると考えております。

民間事業者のノウハウを事業に取り入れることによりまして、コストの削減ですとか、収入増等の財源確保だけでなく、地方創生ですとか、地域活性化の効果が見込まれるメリットがあると思っております。その可能性を随時探ってまいりたいと思っております。

令和3年度は、旧筑北小学校の後利用の検討を第一としまして、その成果が他の公共施設の官民連携につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

施設ごと住民の皆さんの考え方等も違うと思いますので、マニュアルというお話がありましたけれど、なかなかそのとおりにはいかない、その施設ごと等についてそれぞれ検討が必要と考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、関川議員。

○4番（関川修次議員） 非常に対応が私は甘いと思うんだね。大企業でもこういう建築物をもやるにはそれなりきの体制づくりが一番なんですね。今、課長それぞれ施設の中身が違なんだよ、それに合わせた対応が必要だと言うけれど、基本的なそれぞれの作業の形態、あるいは職員の動きというのは変わらないはずですね。だからぜひその辺、ウツオご一考されて、しっかりと取り組んでいただきたいわけですが、私は村長にその問題を聞こうと思ったんですが、課長に答弁いただいた。村長のご意見、どんなものでしょう。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 今、企画財政課長が申したとおり、やはり計画の中ではいろいろありますけれど、まずそういう中でやっぱり地域地域にもそういう施設がたくさんございます。そういう中でやっぱり地元の皆さんが使っていただいたものを急になくすとか、そういうことも非常に難しい問題もありますので、それぞれの計画に基づいて進んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、関川議員。

○4番（関川修次議員） 次の質問に入ります。学校環境と教育水準の向上策ということで、

ことし2月1日から教育長がかわって、筑北村教育委員会の新体制が始まったわけでございます。実際保護者の皆さんからも、新体制の教育委員会に期待寄せる声もメールだとか、SNSなどで寄せられております。若者定住対策のためにも、子育て中の若者の皆さんの思いに寄り添った教育行政を推進していかなければならないわけでございます。

しかし残念ながら筑北村の将来の教育への不安も加わって、4人、5人の家族単位で転出してしまう世帯が目につきます。その結果にあらわれたのが、昨年の令和元年度にまとめた長野源の統計資料で、県下77市町村中筑北村は上から4番目に人口の減少率が高くて、人口減少が続いているわけでございます。20代後半から30代にかけての子育て世帯の転出者が多いとも指摘されていると私は申し上げてきました。なぜ鉄道だとか、JR、高速道路だとか、国道が整備されている、インフラやアクセスに恵まれているこの筑北村なのに、なぜに若者転出者が多く人口減少率の改善がされないのか。私はこのイチオウジタイを真剣にとらえて対策を強化するべきではないかということで要望もしてきたわけでございます。

そこで子育て世代皆さんが今、一番必要としているのは、教育環境と教育水準の高さで、令和元年度に行われた全国学力学習調査結果の報告が議会にありましたが、その後、その評価の対策はされているのか、また昨年小学校の統合が終わり、結果保護者の皆さんの評価の把握はできているのか、課題は幾つかあるわけでございます。「子育ては筑北村」をキャッチフレーズにしている筑北村として、保護者の皆さんにもっと寄り添うためにも、明らかになっている児童・生徒数の減少に対応した、5年、10年を見据えた今後の学校環境の改善と教育水準の向上策をどう考えているか、新教育長に尋ねたいと思います。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） まず最初にご指摘の教育水準によつての転出者数、教育水準が影響して何人転出したかというのは、私たちは数値は把握しておりませんので、それについては申し上げることはできません。それと質問の主題が、学校環境ということなものですから、最初施設整備についての答弁を用意しましたので、これについて答えさせていただきたいと思います。

まず学校環境についてですが、施設の整備について申し上げますと、現在、文部科学省の新しい時代の学校施設検討部会で、学校環境施設について検討中であり、令和4年3月には最終報告書が取りまとめられ、学校施設整備指針の改定が行われる予定です。

ご質問の5年後、10年後を見据えた学校環境の改善は、原則として施設的にはこの実施により整備していく必要があると考えております。この2月下旬に筑北小学校、聖南中学校の

全児童・生徒にタブレットが配備されました。デジタル教科書は教師用がこの8月補正、8号補正予算に計上され、文科省有識者会議では令和6年度には児童・生徒への本格導入を目指す中間案が了承されたところです。このようにICTを活用した教育、1人1台の端末に適合した学校環境は、これまでの教室、黒板があって、チョークがある、子供たちの机には教科書、ノート、筆箱があって、机がみんな先生のほうを向いている、そういった教室のイメージを一変するものになっていく可能性があります。ある意味施設整備では見通しが立たないところがありますが、今後国からの情報をいち早く収集して、施設整備に努めてまいります。

次に、教育水準の向上についてお答えします。

教育水準は、全国学力学習調査、いわゆる学力テイトでの学力アップから、やり抜く力、コミュニケーション能力など、いわゆる非認知能力まで、その定義が広いわけですが、村では現在、学習を十分に理解してもらうために児童・生徒をサポートする村費の支援員の先生を小・中学校の授業に配置しております。今後もこれを継続することにより、学力アップとともに子供たちが学校を楽しむことができる環境の整備に努めてまいります。

それと統合の評価ということですが、小学校ですと統合してやっと1年が経過したところです。学校の先生にお聞きすると、この12月くらいからやっと軌道に乗って、安定的な運営ができ始めたということですので、学校の評価は当然出ておりますが、統合した学校の安定的な経営について、まだ2年、3年は要すると思いますので、これについて教育委員会としても力を入れていきたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、関川議員。

○4番（関川修次議員） 新局長の思いをしっかりとさせていただくつもりで今回質問させていただいたんですが、私の思う学校環境とイメージの違う答弁だったようで。新教育長も今までの学校関連のいろいろな課題やら問題やら、多分耳にされていると思うんですね。そんな中で、保護者の皆さんに寄り添った学校運営、これ一番大事なはずなんです。合併当初からは私の質問に対して十分保護者の皆さんのご意見を伺った、ご理解を得たという答弁をいただきましたけれど、だったら今までもう、あのような問題が出ないと思うんですが、具体的なアンケートや意見聴取等は全くされていない。せめて統合した後、保護者の皆さんの気持ちに寄り添うためにもこれは保護者の皆さんが今、どう考えているか、当然子供たちも多くなって、ユウズリして、先ほど教育長が言うようにICTに近づけた、ITを使った学習

環境が整って、これから今までにない体制での教育ができていくとは思いますが、
実際今の学校のあり方、それから保護者に対する対応、それが果たして保護者の皆さんは満足されているかどうか、その辺の評価の確認は今後していただけるということでしょうか。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） 合併について評価という、合併というか、小学校の統合についての評価ということでよろしいでしょうか。それにつきましては今後どのように保護者のご意見を聞いていくか、それがアンケートになるのか、保護者会、PTA等にお邪魔して直接意見をお聞きするのか、その辺はまだ決定はしておりませんが、いずれにしろご意見のほうは直接伺いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4 番、関川議員。

○4 番（関川修次議員） ぜひその辺、保護者の皆さんのお気持ちを酌んで、意見を聞いていただく、そんなことで、それがひいては若者定住になるし、人口減少の対策になると私は思うので、ぜひお取り組みをお願いをして、皆さん今度の教育長にも期待を寄せておりますので、ぜひご検討をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で4 番議員の一般質問は終了しました。

◇ 佐 藤 文 男 議 員

○議長（待井安登議員） 順番2、1、令和3年度主要事業について、2、集落担当制について、3、人口減少対策について。5 番、佐藤文男議員。

佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） 5 番、佐藤です。

今回は先ほど議長も言われました3 点につきまして、質問をいたします。

最初に、令和3年度主要事業の中の1つとしまして挙げられた内容について、総務課の関係で最初に質問をしたいと思います。

最初に総務課から出ておりました職員の資質向上で、住民との信頼関係をより強固なものとするため、全職員への情報管理の徹底や対応研修の実施などを行うと、こういうふうになっておりますが、この辺の具体的な内容と実施計画、いつごろからやるのかとか、その辺に

つきましてお尋ねをいたします。

以下、質問席で質問いたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） それではお答えいたします。

情報通信を取り巻く環境につきましては、インターネット等の高速情報通信ネットワーク、及び情報通信技術の活用の進展に伴い、世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化により、サイバーセキュリティの確保を図ることが課題となっています。

また、税業務を初めマイナンバーを利用する事務、並びに国、地方公共団体等各機関の間でマイナンバーやその内容に含む個人情報について、情報照会及び情報提供を行う情報連携が行われております。地方公共団体の情報セキュリティ、情報管理の対策強化は公的機関全体にとって重要な課題でもあります。

ご質問の職員の資質向上、情報管理の徹底でございますが、地方公共団体におけます情報セキュリティ対策の強化が求められていることは先ほど申したとおりでございます。今後情報化担当者に必要な専門知識の習得、実効性のあるセキュリティ対策が実施できる人材の育成を図るために、現在、県市町村研修センターによりますセキュリティ総合研修、地方公共団体情報システム機構による情報セキュリティ研修等の実施、受講を行っております。

また、専門知識のセキュリティ対策が実施できる人材の育成を図りますが、私ども一般行政職では手に回らない部分もございますので、専門的見地を持った外部委託も今、検討しているところでございます。

また、マイナンバー事務を取り扱う職員及び一般職向けに情報セキュリティに関する意識の向上や個人情報の取り扱いに関する一般知識の向上等を図るため、個人情報保護、マイナンバー利用事務等について、各種研修制度を利用し、情報管理の徹底に努めてまいります。

また、職員の資質向上と情報管理の徹底でございますが、これは一般行政職に限らず会計年度任用職員を含めてのことでございます。すべてが地公法の対象になるということでございますので、その職員全員に管理徹底を図っていきたいというふうに考えております。

次に、研修状況と今後の計画でございますが、先ほども申し上げましたとおり、今年度も引き続き情報管理の研修を行いながら、全職員に実際には、平成30年8月、マイナンバー制度について、平成31年2月に、特定個人情報の安全管理措置等に関する研修を行いました。本年度も引き続き研修を実施していきたいというふうに考えております。

また、先ほどもお答えしましたとおり、県市町村職員研修センターを初めとする研修制度、

現在はウェブによる研修がほとんどでございますが、一堂に会して意見を交換するという研修がなかなか実施されない状況でございます。今後新型コロナウイルス感染症の拡大が収束に向け、収束がされますと従来の研修が開始されるというふうに考えておりますが、そういった中でも情報管理につきましては、特に徹底をし、漏えいの事案が発生しないように、また適切な取り扱いを行うよう、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図り、啓発・研修を行ってまいります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） ありがとうございます。全職員ということで非常にたくさん大勢おられますので、ちょっと日程的にも大変かと思いますが、一応年度内で今回の今、言われた内容は実施したいと、こういうことでよろしいでしょうか。年度内といいますか、来年の3月までなんですけれど。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） 年間を通じて、いろんな研修がありますので、その研修を受講、もしくは庁内においてウェブ会議、オンライン研修による研修を受講させるということでございます。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） わかりました。次に、職員の研修状況と今後の計画ということでお尋ねしたいんですけれども、職員とはいいいましても新しく入られた職員、または職場の配属したときの教育、あるいは昇進したときの教育、あるいは専門業務等、それぞれいろいろのタイミングで教育をやっているわけだと思うんですが、その体系的といいますか、どういうふうにやるというようなものは村としてできているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） 全体的な職員研修の実行スケジュールにつきましては、総務課で一元的に先ほど申しました県市町村研修センターの受講カリキュラムについては、総務課のほうで一元的に出席を指示しております。また担当がえですとか、新しい所属先ではそれぞれその事務に関しての特化した研修が開催されておりますので、それにつきましては各所管課のほうで担当職員の出席を、変な話ですが、1年1回行けばいいということではなくて、同じ業務であっても2回、3回というふうに研修に参加させております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） ありがとうございます。特にコンプライアンスの関係とか、組織の心構えだとか、必要なマナーとか、特に安全・衛生教育ですか、そういったものは非常に重要だと思いますので、逐次やっておられると思いますが、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

特にそれぞれ職場に配属されてからは、専門的な知識だとか、技能とか、そういったものを習得する必要があると思うんですが、それは主としてO J T教育というんですか、それでやっておられると思いますが、そこら辺につきましてちょっとお願ひいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） 職場配属の場合につきましては、まず新規採用職員については今年度はコロナの関係でなかなか実施できませんでしたが、一昨年度、また令和3年度につきましても半年間ほどかけまして各主管が出て講師となりまして、先ほど議員さんおっしゃったようにO J Tのやり方で、服務から始まって基礎的な事務内容、また専門的な各課の業務内容の説明等を行い、早めに公務という仕事の中身を把握してもらうように現在、行っているところでございます。

また、コンプライアンスの関係につきましては、先ほど申し上げましたけれども、県市町村職員共済組合のほうで新規職員については年2回実施しておりますので、そちらで徹底的に研修を受けていただいている。また職場においては、当然職場に新規職員が配属された場合について、指導役の職員がおりますので、その指導的職員がそういった服務、情報管理、コンプライアンスについては指導をしております。それが例年うちの職場でやっているO J Tの基本中の基本の指導、研修ということになります。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） ありがとうございます。教育は非常に大事だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、2 番目の件ですが、新型コロナウイルスワクチンの接種実施について、計画、概要についてお尋ねをいたします。

ワクチン接種につきましては、毎日新聞だとかテレビ等で話題となっておりますけれども、今、非常に大きな問題としましては、ワクチンの入手が非常におくれているということだと思います。村でも国の方針に沿った優先順位とか、実施予定とかとの間、お聞きしました

けれども、時期的には非常に難しい状況になっているかなと思いますが、ちょっと最初にワクチンの供給おくれと課題ですか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは佐藤議員のご質問について、お答えしたいと思います。

まずワクチン供給おくれと課題ということでございます。ワクチンの供給につきましては、国から県に配分され、県から市町村への感染状況や世帯人数等に応じて再配分をされることとなっております。

当初、佐藤議員のおっしゃるとおり、国の説明では4月からワクチン接種が開始されるというふうにお聞きしていたところがありますので、住民福祉課といたしましても接種に向けて準備をしておりました。ただ、供給量がだいたい入ってくるのが遅くなったという状況がありますので、全市町村に高齢者分が全量供給すると言われて、4月、5月どういう状況になるかわからないというような状況の中、私たちも4月の段階で進めていこうと思いましたが、なかなかそれができていないという状況です。

村としましても、全高齢者分のワクチン接種数量の確保の見通しが立たない中、接種の日程が組めないこと、それから住民の方への周知ができないことというところが今、課題となっています。ただ、見通しが立たない中でありまして、できることはありますので、スムーズに接種できるまでの計画を進めて今現在、行っているところです。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） 言われるとおり、確かに準備が大変だと思います。供給おくれということがあるんですが、始まったとしまして2回をやるということで、3週間後には2回目をやるということなんですが、その時期に間に合わない場合というとおかしいんですが、1回受けたと、それで3週間たつけれどまだワクチンが入ってこないとか、そういういろいろなケースがこれからちょっと考えられるかと思うんですが、そこまで心配してもしようがないかもしれませんけれど、そういった場合もちょっと考えられますので、そういう場合は1回でもいいなんて今、話題も出ておりますけれども、予約を変更するなり、ある程度ワクチンをストックしておいてまとめてやるなり、いろいろな方法が考えられますけれど、そこら辺については何か考えはございますでしょうか。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） そうですね、ワクチンについてはやはり全量が入ってきてからできるのが一番いいかと思いますが、まだその辺も未定な状況であります。ただ、状

況を見る中で、接種の回数、計画を立てていかなければというふうに今、進めているところで
す。お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） では、次、優先順と個別接種対応についてお尋ねいたします。

優先順は一応医療機関の医療従事者、それから高齢者、基礎疾患のある方、こういう順番
にあるわけですが、特に一番最初のほうにやる高齢者65歳以上ですか、その人が非常
に人数もこの間の資料だと2,039名の対象者がいると、非常に大勢の人がいるわけですが、
そこら辺の中で優先受といえはおかしいですけど、多分希望をとると思うんですが、
希望の順にやるのか、あるいはいつでもいいよという人がいれば、それは間へ入れていくと
かいうことになるかと思うんですが、何か年齢順とか、……ないと思いますが、何か考えて
いることがありましたらお願いします。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） 優先順位というところですけども、やはり配分されるワクチ
ンがどのくらいになるかというのがわからない状況なので、優先順位をつけてというふう
には今、考えておりません。予約をいただくということはコールセンターで行うようにはして
おりますので、そういう中で希望に沿ってできればいいとは思いますが、その状況を
見ながら組んでいくしかないかなというふうには考えています。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） 原則は集団接種ということで、今、言われたようにそれぞれの施設、
3施設ですか、でやるということですが、個別病院といえはおかしいですけど、かかりつ
け医院ですか、それを希望する人がいた場合の対応というのはどういうふうになさるん
でしょうか。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） 個別接種、集団接種についてですけども、やはり村としては
希望される皆様に早期に接種していただきたいというのが村の考えですので、村の開業医の
先生方と協力をいただいて、まずは集団接種、集団接種も極力身近なところでということ
を考えておりますので、多目的ホールや福祉センター、それから筑北村公民館の3カ所の部
分で集団接種を考えております。

個別接種については、やはり状況に応じてできれば先生方にもご相談しながら、状況に
応じて考えていきたいと思っておりますけれども、今、村としては商談接種ということ
を基本に考え

ています。

今回のワクチン接種については、長期入院、それから長期入所というようなやむを得ない理由がある場合については、例外的に他の市町村でワクチンの接種ということができるというふうにはなっていますけれども、それ以外は原則として住民票のある住所地の市町村で受けるというふうになっています。なのでやはりかかりつけ医と言われる方もいらっしゃると思うんですけれども、なかなか各市町村がやっぱりワクチンの供給量というところを確保するのに苦労しているような状況ですので、基本的なところで村の住所のある方は村で受けていただくというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） ちょっともう 1 点だけあれですけど、社協の従事者といいますか、ケアマネとかそういう人たちの医療従事者に該当するのではないかなというような話題もちょっと聞いたことがあるんですが、そこら辺は特に考えておられるのかどうかということと、例えば社協なんか高齢者が大勢行っていますので、その場所でやるとかというようなことは、その中で考えておられるかどうか、お願いします。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） 確かに社協にいらっしゃる介護士さんとかもそういう方たちに携わるので医療従事者と同じレベルで接種していただければと思っていますけれども、ただ、これはやはり国の方針でそういう方たちについては医療従事者に入っていないような状況なので、高齢者、その後、高齢者と近い時期くらいになるのではないかな、まだそこら辺も変動がいろいろあるような状況ですので、状況を見据えながら考えていかなければいけないかなと思います。

社協の場所をお借りしてというところも、1 つの方法ではあるかもしれませんが、やはり接種するには場所の登録というのが必要になりますので、今の現状としては村としては 3 カ所というふうに考えているところです。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） 次、3 番目のワクチンの有効期限と今後の見通しについてと書いてんですが、非常に現在、不明だと思います。回答も難しいと思いますので、これからいろいろな情報が入り次第、変異種の問題とかいろいろな情報もありますので、わかり次第住民に周知もしていただいて、スムーズな実施ができるようによろしく願いいたします。

それでは次の質問に入りたいと思います。保育園、小学校、中学校の照明のＬＥＤ化でございますが、これの計画概要についてお尋ねいたします。使用電力量の削減と学習環境の向上等を図るために、令和３年度は3,549万2,000円ですか、の予算計上をしてありますが、以下についてお尋ねいたします。

まず１番目としまして、各施設別の改修予定台数と工事範囲ですね、と工事期間についてお尋ねします。工事範囲というのは教室だけやるのか、あるいは廊下とか、体育館とかいろいろな学校の中の施設がありますので、その辺のところですけども、その工事範囲と工事期間はいつごろやるかにつきまして、お尋ねいたします。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） それでは、お答えをいたします。

まず最初に、保育園、小学校、中学校のＬＥＤ化でございますが、これにつきましては第２期筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標でございます子育て支援、教育環境が充実している村づくりを掲げておりますので、これまで本庁舎や支所、それから図書館等の公共施設の整備について、それに合わせて照明器具をＬＥＤ化し、整備をしてきたものでございます。保育園、小学校、中学校のこの３施設については、機能改善が今まで行われていなかったということでございます。特に中学校においては、経年劣化によります安定器の故障等が顕著にあらわれ始めたという状況でございます。またメーカーでは2019年の４月で蛍光灯照明器具の生産を終了している、こういった背景もございます。令和３年度にそれぞれの施設の部屋で十分な照度を確保し、高効率照明器具の整備による施設機能強化と長寿命化、省エネ化に改修を行うものでございます。

内訳でございますが、保育園につきましては遊戯室の除くすべてということでございまして、102基の器具の交換。筑北小学校では、体育館を除きますすべてということで、468基でございます。聖南中学校におきましては、体育館を除きますすべてということで354基になります。

工期につきましては、複数年の実施も検討いたしましたけれども、保育施設、それから学校施設の双方の均衡もあります。発展的な整備ということ、それから他の公共施設との格差是正ということもございまして、令和３年度の合併特例交付金事業を活用して、極力一般財源を抑えた中で実施していくということで、単年度で計画をしたところでございます。

工事期間につきましては、学校については夏休みの長期休業の期間を活用できればということで計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） 工事は多分球というか、電球だけかえればいいということではなくて、器具そっくりかえなきゃいけないと思いますので、そうすると天井の張りかえみたいな工事でも多分発生すると思うんですが、そこら辺も含めて多分高額な予算になったんだろうなと思っていますけれども、やっぱりそういう天井も張りかえたりということになりますと、長期の休みのときでないとうまくないかなというふうに思いますので、そこら辺も加味してよろしく願いをお願いしたい思います。

次に、現状の使用電力と削減効果について、お尋ねいたします。令和3年度の電力料金の当初予算では、ひまわり保育園が168万円、筑北小学校が約220万円、聖南中学校が270万円、合計しますと電力料金で658万円という予算があるわけですが、これは多分工事実施後のやつではないとは思いますが、これが大体どのくらい削減の見込みかという、ちょっと難しいかと思いますが、わかりましたらお願いします。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） 予算計上上の金額につきましては、現在の見込み値ということでございます。改修前の数値ということでご理解いただきたいと思います。

削減効果につきましては、各種種類がございまして、非常に多種多様でございます。現在についている器具が多種多様ということでございます。これらのものをすべて精査したわけではございませんけれども、一般的にLEDの蛍光灯につきましては、約4倍の寿命があるということで交換の手間が省けるということ、それから消費電力につきましては約2分の1の効果があるというふうにうたわれております。また熱電量も少ないということ、それから虫等についても寄ってきにくいというような、こういったデータもございます。こういったものを各メーカーや取り扱い業者からもこういった情報といいますか、報告がございしますので、それらを参考にしてございます。

特に具体的な例でいきますと、40ワットの蛍光管でいきますと安定器も電力消費をしているということがございまして、約45ワットほどの電力消費があるということ、それから光源寿命といいますか、光源寿命も製品によってばらつきはございますけれども、約1万2,000時間という表示もございます。これに対しまして40ワットの蛍光灯のかわりとなります2000ルーメン程度のLEDの蛍光灯でいきますと、消費電力が20ワット以下と、寿命につきましても4万時間というような表示もございます。単純計算でございますけれども、電気代につい

ては約半分以下となるというような記載もございますので、削減効果につきましては十分見込まれるのではないかとこのところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） 今、言われましたけれど、一般的ないろいろを見ていると、長寿命化ということで、約30倍とも言われています。電気料金は約4分の1とか2分の1とかということも言われていますし、価格がそのかわり高いと、18倍ぐらいするというようなデータもございますけれども、特にLED化をする場合、特に熱に弱いとか、水に弱いとか、非常用照明器具には使ってはいけないという法律もありますけれど、そういうようなことがいろいろありますので、あとそれからご存じのとおりLEDの光のちょっと独特な光のあれですので、教室の照度とか、そういったものを確認していただいて、十分そういったものを確認して配慮されていると思いますが、早急に実施してもらいたいと思います。

以上でこれは終わります。

次に、集落担当制についてお尋ねいたします。

ご存じのとおり、各地区ごとに役場の担当者の方に決めてありまして、必要なときに地区に出かけて村民と村行政が協働して地域づくりを支援するというを基本に導入されました。村と地域のつなぎ役として地域づくり計画を積極的な支援をするということになっておりますが、最初に現状の活動状況と内容についてお尋ねいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） それでは現在の活動状況、また内容についてお答えいたします。

集落担当制は、ただいま議員ご質問の中にありましたように、自主性、独自性のある地域づくりの支援などにより、円滑な行政運営を図るため職員が各区に出向き、地域の実情や諸課題等情報交換など、行政と区との調整をすることとして平成23年度より導入しています。

令和2年度も実施基本方針を定め、年度当初に重点的統一課題として自主防災組織の機能強化と訓練の実施というものに主眼を置いて、各区との連絡調整を行ったところでございます。

職員配置は、課長職を除く全職員で、区に3人から4人を配置しております。課長職は、2～3を持ち分としてオブザーバーという形でそれぞれのリーダー、集落担当のリーダーとの調整を行っているところでございます。

本年度はあいにく新型コロナウイルスの感染症の収束が見えない中で、なかなか自主防災

組織の機能強化と訓練実施というところまでは至らない状況ではございましたが、それぞれ区へ出向き課題、要望などの収集を行い、その都度担当課へつなぐ、そして行政からの情報提供を行ったところでございます。

また、防災訓練時には区長と協議、調整をし、安否確認のための情報伝達などを行っています。それによりまして無線機等のふぐあいを把握し、整備等を行ってきたところでございます。

各区の自主性、主体性を第一に考え、今後も検証しながらこの制度を継続していきたいというふうに考えております。

令和2年度の実績等でございますけれども、21区ございまして令和2年度計36回といえますか、36日、36回といったほうがよろしいかと思いますが、36回職員が出向いております。ただ、令和元年度に比べますと令和元年度は46回でございましたので、区の実情や新型コロナウイルスの関係も区のほうでもご心配をいただきまして、10回ほど減っているということでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） 確かに令和2年度はコロナの影響でだいぶ影響があったと思います。

筑北村総合計画というのがございまして、その目標値では平成27年では平均3回だったということですが、それを令和3年度は5回にしたいという目標値になっているわけですね。これは行事だとか今、おっしゃられました作業参加とか、を含んでの回数だと思いますが、そういった目標もございますので、これからもよろしくまたお願いしたいなと思います。

特に各区からの、各区とか、常会とか、来てほしいという要望があるのかどうかというのが1つと、それから行政側から、こちらから出かけていって区のいろいろな要望を聞くとか、その辺のところはどういうふうに考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） 先ほどもお答えしましたとおり、集落担当制につきましては今後も検証しながら継続していく考え方でございます。しかしながら各区の自主性や独自性をこの制度において侵害していくということは村としても避けなきゃいけないことだというふうに考えております。

この制度は、先ほども申し上げましたとおり、各区の自主性、独自性を補完するため職員を出向かせ、課題等を行政も一緒になって解決の方向に進めるということでございますので、

職員が各区の庶務、業務を行うという考え方はございませんので、ご了解いただきたいと思います。

また、各区へこちらから出向いていくか、来てくれと言うかというところでございますが、4月の区長会で各区長さん方と集落担当のリーダーとの顔合わせを行います。毎年行っておりますが、そこでどのように区長会での伝達をしていくのか、また今後どのように集落担当が区のほうへ出向いていくかということにつきましては、各区と集落担当のほうと詳細について決めておりますので、総務課から一元的に全区こういうふうにしましょうという考えではなく、あくまでも各区の区長さんと調整をしながら、各区のほうに出向いているところでございます。先ほども申し上げましたとおり、実績で申し上げますと平均は3回前後になっておりますけれども、令和元年度多いところにつきましては4回ほど行って、常会の再編の関係を一緒に検討したり、その常会の再編をすることによって村からのいろんな伝達が伝わりにくくなるというような弊害をお伝えしたり、いろんな諸課題について一緒に検討してきた経過もございます。

今後も引き続き各区の諸課題等については、一緒になって行政のほうでも問題解決に向けて進めていかなくてはならないというふうに考えているところでございます。また区の要望等については、一緒になって要望調書をつくったりしているところもございますが、それは各区長さんのお考えのもとで、区長さんがおつくりになったり、また区長さんから直接要望があつてこれは区の要望でなくても直接もう担当課につないでいくというようなものにつきましては、担当職員より担当課のほうにつないでいるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） ありがとうございます。いずれにしても地域の課題の分析とか、その解決策のために一応話し合いというのが必要ですので、積極的な支援を今後ともぜひお願いしたいと思います。

では、次にいきたいと思います。次の3番目ですが、人口減少対策についてということです。

人口減少がここ数年毎年100人以上ですか、変わっていないような状況が続いています。先ほど関川議員からもありましたが、近隣市町村の中でも特に人口減少が多い状況でございます。そこで今後の人口予測についてお尋ねいたします。

5年後、10年後ぐらいの人口予測はどのくらいになるかということをお願いしま

す。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 今後の人口予測についてお答えをいたします。

村では、令和元年度に第2期筑北村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に合わせて人口ビジョンの見直し作業を行いました。国立社会保障人口問題研究所の推計を基盤に、村の地方創生施策の実施、子供の産みやすい、育てやすい環境の維持・創設による出生率の段階的な引き上げ、国の目標である2025年出生率1.8程度を目指し、かつ移住者の増加による社会像の実現を目標に、村の独自の推計では2025年、令和7年は3,919人、それから2030年、令和12年には3,549人となっております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） ありがとうございます。私もちょっと人口問題研究所の人口予測とこののを見てみたんですが、あれでいきますと今現在は人口は4,328人なんですが、2040年、20年後だと約2,700人台になるというようなことも書いてありました。そういったことでどうしても減少はしていくんですけども、ここの数年のところを見ますと、ちょっと27年から5年間だけちょっと調べてみたんですが、27年、これは2月ですけど、2月から28年の2月の1年間で106人減ったと。28年から29年2月で92人減ったと。29年から30年が87人、30年から31年が128人減った。平成31年から令和2年の2月で151人減ったということで、この2～3年が特に急増しているわけですね。これは何かいろいろ次にお伺いしますが、やっぱり先ほどの話にありましたけれど、死亡者がふえたとか、村を出ていった人が多いとかいろいろあるかと思うんですが、特にそういったことでここ2年ほど非常に多いものですか、特にここら辺につきまして、何らかの対策が必要ではないかなと思っております。

そこで原因分析とその状況なんですけれども、それをお尋ねしますけれども、まず2つほどお聞きします。死亡者数というのは横ばいになっているかどうかということと、村を出ていった人というのはどういう内訳、例えば結婚だとか就職とか、その他進学とか、いろいろあるんですが、そこら辺のところの人数がもしわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 人口減少の原因分析の状況の中では、自然に増減、出生、死亡について今年度2月末現在で出生数が17名に対して志望者数が73名、56名の減少をしております。また社会増減の転入、転出については、今年度2月末現在で転入者76名、転出者96名、20名の

減少をしております。原因分析についてはしっかりできている状況ではありませんが、転入については空き家バンクの利用、職場の異動等によるものでございます。転出については高齢者層は施設への入所、若年層は就職、進学と思われております。そんなような現状で、今、高齢化率が45.2%と、これは2月末現在でございますが、そういう状況でございます。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） ありがとうございます。今、数字を言われましたけれど、死亡者と出生の差が56人もいます。このまま大体多分推移していくと思いますけれども、自然減の自然減、転入者ではなくて転出者が多いということだと思んですが、それでいろいろ原因があらうかと思いますが、住環境が不便だとか、先ほどもありましたが、子供の教育環境で子供がやっぱり少人数で、大人数で教育をさせたいという家族の希望があったり、前もありましたけれど、そういったようなことであまり少人数で友達関係がある程度固定化されちゃって嫌だというようなことで出ていくとか、そういう細かい事情もちょこちょこ聞いてはいるんですけれども、そういったところのやっぱり分析もして、どうしたらではその辺を防げるかということもちょっとさらに分析して、対策を打っていく必要があるんじゃないかなと思います。

それともう1つ、村のもうちょっと若者向けの新築の住宅をつくるとか、そんなようなことでもっとPRをして、子供を産んで育てやすい環境といいますか、そこら辺をやっぱりやっていかないと、とにかく若者をふやしていかないと人口はなかなかふえていかないと思いますので、そこら辺もよろしくまたお願いしたいと思います。

それから対策の状況なんですけれど、全庁横断的な会議をやるとか、あるいは担当部門等決めてやっておられるのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 対策といたしましては、現在の対策状況でございますが、社会減抑制のための空き家バンクによる移住相談とか、空き家の改修補修、それからUターン促進の補助、空き家バンク等による移住者への農地取得の下限面積の緩和措置などの移住促進施策、企業誘致や旧筑北小学校の民間事業者による後利用の検討とか、高速情報通信網の整備によるテレワーク等にも対応できる環境整備などの雇用の場の創出を目指した施策、それから子育て支援センターの運営などのきめ細やかな子育て支援施策、英語はともだちなどの特徴のある教育環境の整備にかかわる施策、これ以外にも夢パレット坂北の家賃の見直しや昭和町団地の住宅建設にも取り組んできたところでございます。また令和3年度には、Uターン者への

住宅改修にかかわる補助についても拡充しまして、予算を計上したところでございます。

次に、自然減の抑制のために、平成17年から出生祝い金や結婚祝い金の支給ということのほか、ロコトレ教室やキラリ・アクアの健康教室など、高齢者等の健康増進にもかかわる施策等に取り組んできたところでございます。

また、各課等において必要な施策を検討した上で、庁内で情報を共有しているところですが、全庁横断的な会議は現段階では組織されておりません。今後必要に応じて検討をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） 以上で。

○5番（佐藤文男議員） ありがとうございました。ちょっと時間オーバーして済みません。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で5番議員の一般質問は終了しました。

ただいまから暫時休憩といたします。再開は10時40分といたします。空気の入替えをお願いいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（待井安登議員） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇ 勝 田 昇 議員

○議長（待井安登議員） 順番3、1、令和3年度一般会計予算について、2、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、3、個別施設計画における令和3年度更新予算と令和11年度までの予算計画について、4、冠着温泉施設について、5、タイケン学園への体育施設の無料貸付と経済効果について。6番、勝田昇議員。

勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 6番、勝田です。

私の質問は、令和3年度一般会計予算について質問いたしますが、まず私が知る限り、関川村長誕生以来、タイケン学園の誘致、筑北小学校移転、給食棟建設、特定地区公園整備とヘリポート・サッカー場建設、デマンドバス導入、高速道路通信網整備など、最大の大型予算であるスマートインターチェンジ建設の着工、大型に投資した7年間のご苦労だったと思います。そこで節目の令和3年度、関川村長の主要予算をお尋ねいたしますので、よろしくお願いします。

なお私の前にも3年度予算についてという質問がありましたので、最重要課題だけひとつよろしく願いいたします。

以下は質問にてやらさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 勝田議員にお答えをいたします。

私が村長に就任してから一番大きな事業でありますスマートインター整備事業は、令和4年度末の供用開始を目指して取り組んでいるところでございます。この事業にかかわる令和3年度予算は、3億554万2,000円と計上してございます。また防災体制のさらなる強化を目的に、防災広場の整備に1,354万4,000円、防災行政無線屋外子局の増設に1,578万6,000円、災害発生の予防を目的とした河川等改修に2,582万3,000円、新型コロナウイルス感染予防を目的としたワクチン接種に2,892万8,000円、小・中学校等の学習環境の整備を目的とした照明のLED化事業に3,549万2,000円を計上したところでございます。

これ以外に各委員会でご説明いたしましたが、当初予算説明資料に記載した各課主要事業については、予算の大小はありますが、取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） やはり予算にのっても大型がおわりましたので、今、るる村長のほうからお話がありましたように、私は村税の7.2%減っているんですね。それと村債を4億1,400万円ということで計上されているんですね。これで単純に、私のような単純な形で考えますと、税収が3億円で借りる金が4億円ということになりますと、これから苦しくなるんではないかなということが素人ながらにちょっと思いますので、ぜひその辺のところを念頭に置かれて今までもやられたと思いますけれども、先ほど質問席の中でもお話ししたとお

り、節目の令和3年今後村長が継続して村政を担うのであれば、その成果がまた問われる時期になると思いますけれども、今、……は触れませんが、ぜひ令和3年度、るるの計画を実行、また成果が出るような村政をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

質問趣旨の2番目の質問ですが、先ほども佐藤議員が人口減少の件でご質問しましたので、そこは人口が減ると私も一般質問の中で人口をふやすにはどうするか、どうしても他村、近隣諸国、いろんなところで移住者のシンという形の中で政策を打たないと、なかなか人口がふえない。そこで近隣諸国でも市町村でも、今、現実にはコロナという問題に直面して、テレワークという現実に対面しなくてもいろんな会議ができ、いろんな調整ができると、せんだって村長もご経験なさったとおり、遠くアメリカからでも県内でも、全国どこでもそういうもので伝えると。

そこでそういう人口対策とか、高齢者対策について十分な、本当に十分な予算を立ていただいているか、そこだけをお伺いしたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 人口の減少対策については、Uターン者に対する住宅の改修の補助金を新設したところでありまして、移住者等希望者が相談、移住者支援についても引き続き住宅改修補助金が交付するようにしてございます。また移住者希望者への相談等予算のかからない部分でもきめ細やかな対応をしてまいりたいと考えております。

これ以外にも、余剰となっております一部の教職員住宅について、若者定住住宅としての売却するための予算も計上してありますし、これによって移住していただける方もいるかと思えます。

次に、高齢者対策についてでございますが、後期高齢者になっても重症化予防事業が断絶することがないように国民健康保険の保健事業や介護保険の地域支援事業と、一体的に実施するほか、予防接種の事業、住宅改修事業等、継続的に取り組むこととしておりますので、十分な予算を措置しているところと私は思っております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 村長いつもおっしゃられるように、十分な予算の配備もなく、書類を出すとは思いませんけれども、ぜひお年寄りや子供が安全・安心の暮らしができる村を第一の行政予算をお願いするわけですが、それには次の質問になりますけれども、自主財源が必要なんですね。その実質財源の増加策はどんなことを考えていらっしゃるのか、ひとつお

伺いたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 住民税を納めていただく方をふやすために、引き続き移住促進施設等に取り組むほか、現在、進めている企業誘致により工場等が建設されることで、固定資産税の増加や雇用が生まれることなど、移住者が増加し、住民税の増加につながることを期待をしているところでございます。

また、使用料の見直し等もしていかなければなりません、住民の皆さんが負担増加することですので、理解を得るためには根拠を明確にして、取り組んでいかなければならないと考えております。

これ以外にも、ふるさと納税による寄附が挙げられておりますが、返礼品の充実や筑北村を知っていただくことも必要だと思いますので、返礼品の研究、村のPRに努めてまいります。

また、令和3年度には余剰となっている教職員住宅の売却を検討していますが、こういった取り組みは今後も継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 私は今、ご説明いただきましたけれども、高齢者とか人口減少に対する施策の中で、ちょっと重点が置かれてないような気がします。今、企業誘致、従業員もふるさと寄附とかいう形の中でふえると、それは大きな手を打たないとなかなかふえないんですね。今、先ほども何かほかの方の質問もありましたけれども、やっぱり任用職員とか、そういうのを雇って、仕事をしてもらう。今、各地域で電子化が進んでいる。電子化に進むということは、1つは自主財源を確保する意味でもあるわけなので、その辺のところの推進をぜひお願いして、次の質問をさせていただきます。

主題2のコロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の質問をいたします。

ウイルス感染症臨時交付金で、やすらぎ球場の観覧席新設工事に交付金の充当は内閣地方創生推進室臨時交付金概要の交付対象外経費に当たらないかということで、ご質問をいたします。いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） 公金充当問題がないかというご質問でございますが、令和3年2月2日付にて事業計画の変更申請を行い、県、国との疑義調整も終了しております。そのこと

によりまして予算の専決処分を行いました。事業計画に基づき、やすらぎ野球場への交付金充当事業のほかを実施しております。特段問題ないというふうに判断しております。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 問題ないと、どこに問い合わせても問題ない、使ってもいい金を使うんだと。そこには村民感情といいですか、いろんな思いのある人がいますので、問題ないとしてもコロナ禍において私学に対する特別予算とともらえかねない予算の計上は、私は少なくとも村民感情として問題があるような気がいたしますので、専決で決めるならば、少なくとも全員協議会の中、または議会の中で承認を得るなりしていただいたほうが、私はよかったと思います。また、ぜひこの予算、七百何万円ですかね、こういうものがあるならば高齢化による自動車運転免許返納者に対する交通補助とか、そういうことでまたそういうお金を使っただけならば、ああ、村長よくやってくれるなということの声も聞かれると思いますので、ぜひその辺のところをよろしく願いいたします。

質問の主題の3、個別施設計画における令和3年度予算と令和11年度までの予算計画について伺いいたしますということですが、先ほど関川議員が語る説明いただきました。それで私はこういう行政にかかわったこともないので、間違ったことをおしゃべりしているのかもしれませんが、私が感じるには計画はする、検討はする、実行はしないということのように聞こえちゃうんですね、どうしても。なぜかといいますと平成29年12月27日、筑北村公共施設マネジメントについて株式会社フィンコウトラコーポレート研究所から、私も参加して研修会が開かれたんですね。29年ですよ。平成30年12月30日、筑北村公共マネジメントセミナーとして、特定非営利活動法人日本PFI、PPP協会による公共施設についてセミナーが開催されたんですね。それでここにもありますように、こういうものをつくっていただいて、これも見せていただいて、改築、大改修とかいろいろあるんですね。令和3年にやるのが予定でいくと先ほどもお話ししたように3億4,800万円ですか、そういう予算計上もあるように私は思ったんです。おくればせながらいよいよ3村合併のとき以来あるものを直していかなきゃいけないんだな、また整理していかなきゃいけないんだな、そういうことが実行されると期待しておりましたが、先ほど企画財政課長のお話を伺っていると、いや、現場を見ていないし、計画なので、機械的にやったことなので、今度人的に調べて、それをどうするかということをやると。そうすると今度人的にやると人的にできる期間がなかったので、できませんでした、何もしませんでしたということになっちゃうんですね。

ですからこういうものを出した以上、行政がこういうものを出した以上、やっぱり実行が

先なんですよ。そしてその結果、村民に意見を聞くなり、こういうことを村民に質問をさせたり、こういう話をおふろ場で話さすということは、やはり私はこの村で議員になろうと思ったのは、特に情報公開が少ないということでなったわけなので、その辺の情報公開で今回もこの質問をしたのは、公共施設設備基金、残金ですね、基金残。令和3年度末1億6,406万2,705円。3年度基金積み立て、なし。基金取崩し額、なし。これでは本当にやる気ないとか思えないんですね。だって何かやるとき、今、村長がおっしゃるように何かあるときに予算を計上しているわけですよ。小学校のLED化をやるならば3,456万円の予算を計上するわけですよ。ここでもって今、個別計画をやるに当たってはそういうあれが、この私どもが手に入れたものではないんですけれども、これどういうふうにして、ここに書かれていることを実行するんですか、ちょっと企画財政課長、お願いできますか。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） そこに掲載した数字は先ほど関川議員のご質問にお答えしたとおり、計筑北村年次を基準にして30年後に大規模改修、60年後に更新というものでございます。当然大規模修繕が必要にならないように日々の管理をしているところでございます。

先ほどもお話ししたとおり、計画はあくまでも計画といいますか、機械的に出したものでございます。施設の状況を確認しまして、大規模修繕が必要になればやっていくということでございます。

財源のことだと思いますけれども、基金があるわけですが、その前に国庫補助ですか、有利な起債ですとかということを後年度の交付税算入率等考える中で充当していくと、更新、修繕等必要になった場合には更新をするということにしております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） そうすると何か私どもこれをいただいた筑北村個別施設計画、令和2年3月。私、せっかくここに赤印つけたんですよ、大改修だとか、解体だとか、見直すとか。先ほど言いましたように、こういうものは全くそのたびそのたびにまたお知らせするから、そのときに手を挙げて賛成してくれということに聞こえちゃうんですけども、やっぱり計画を立てた以上、何度もお話しするように、今、企財の課長がおっしゃるように、確かに何かやるときにまたお金を都合つけるなり、いろんな交付金なり、そういうものを使うにしても、全額までこういうものには出ないと思うんですね。何かの資金を県でも国でも借りれば、使えば、9割は使えるけれども1割は払うということ、払うというより償還しなきゃ

いけない。必ず償還金というのがついてくるんですね。その償還金の手当てというのは先ほどやはり関川議員がおっしゃったように、シミュレーションをしているわけですね。今、お話を伺っていますと、そのシミュレーションもすべて狂ってくる、そうですね、やらないんだから。ずれますよね。そうするとまたこれ後年度に向かって計画をつくっていくというようになると、いつまでたっても3村合併して、60年後になったらやっと1件壊すよということになっても、それはちょっと僕は違うと思うんですね。

そこで本当にお伺いしているのは、私、ちょっとこういうのはあれなんですけれども、令和2年度末で財政調整基金の残高が31億4,240万471円、約31億円。令和3年度にそこから取り崩すのは1億2,808万7,000円、令和3年度末の残高として30億87万8,471円。単純に計算しますと、ここにもありますように毎年4億円近いお金が、計画ですよ、課長がおっしゃるように機械的な算出の計画によると、毎月4億円近いお金がこういうものに費やさなきゃいけない。するとこれ30億円割る4、7年で枯渇しちゃいますよ。その辺はどういうシミュレーションなんですか、教えてください。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 先ほども申し上げたとおり、必ずしも毎年4億円かかるということではありませんので、そういうことです。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） これをやってもまた、数字は出したけれども、やらないきゃお金がかからないんだということで、ちょっと水かけ論といいますか、これ以上進まないと思いますので、次の質問、冠着温泉についてお伺いいたします。

質問趣旨の1、先日も温泉施設等委員会が開催されたと聞いています。温泉施設運営等委員会の答申、答弁、テイガン、提言、提案についてお尋ねをする。どのようなことを温泉委員会のほうで提言なされたか、お伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 提言の1回目は、平成19年12月に、当時の温泉施設委員会による、とくらは村の直営とし存続する。坂北荘は宿泊を中止し、日帰り入浴の充実を図る。冠着荘は一部施設の宿泊を休止する。なお坂北荘、冠着荘は2年後に再検討を行い、改善が見られない場合は施設の休止、または廃止を含めて検討する。ただしこの間、民間の引き受け手を積極的に探すというものでございます。

2回目は、平成24年3月に当時の温泉施設経営改善検討委員会による提言で、村がとくら、

冠着荘を指定管理者の導入を固めたことに伴い、公募のあり方、それから経営改善の方向性などについて提出をしたものでございます。

現在、温泉施設運営委員会において、温泉施設のあり方について検討を行っているところでございますが、委員の皆様からは財政負担を考えれば平成19年12月の提言を進めるべきだといった意見、また一方では福利厚生として重要ではないか、継続を図るため可能な財政負担はといった意見がありました。

3年度は坂北荘、冠着荘において宴会の受け入れなど、一部営業の縮小を行うことにしていますが、各温泉施設の方向性を本日議員の皆様にお示しすることはできません。検討委員会からご意見をいただく中、庁内においても横断的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） いろんな提言とか、委員会のお話もあろうかと思いますが、私はこの質問の要旨に冠着温泉は現実タイケン学園の合宿所として利用されているというのが現状だと思うんですね。その冠着温泉特別会計に多額の繰入金を投入しているのは、施設の運営を本当に明確にしないと、今、村長がおっしゃるように、私も前にこの質問をしたときに、いや、あそこは村の温泉は保養所なので、営業目標だの何だとか、そういうことでやっているのではないから、やはり村がそれ相応の繰入金なりを対応しているということでお伺いしておりました。

そこでやっぱり村長、これはお願いなんです、ぜひ皆さんに保養所ならば仕方ないと、だけれども私学が合宿所で使って、6月から8月ということの中でお使いになって、そこに本当に保養所的に使っている坂北荘よりも、人件費で坂北荘は、これちょっと全部ではないんですが、坂北荘が人件費で430万円ですね。冠着荘が1,300万円、とくらが4,300万円。燃料費を比べますととくらが643万6,000円、坂北荘が441万5,000円、冠着荘が578万1,000円ですね。光熱費に比べますと、時間がありませんから全部読み上げませんけれども、坂北荘と冠着荘を比べますと光熱費において坂北荘は482万2,000円、冠着荘が747万3,000円、業務委託料、坂北荘は0、冠着荘は265万4,000円。こう考えますと同じような温泉で宿泊はだめ、宴会はだめ、同じ条件で2温泉が今、運営されているわけですが、なぜこの冠着荘にこれだけの巨額とっていいか、微々たるお金とっていいかわかりませんが、どうしてこれの形態を続けなきゃならないか、そこだけ村長にお伺いしたいんですが、よろしく願いし

ます。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 冠着荘は今、議員がウェルネス高校に宿泊をさせているんじゃないかという言葉がございました。その中身を見ますと、確かにウェルネス高校でも使っております。また村がこれだけのスポーツの盛んな筑北村ということでPRもしておりますし、そういう中でいろんな施設がございます。それで野球に関しては少年の野球、それも冠着荘に宿泊、新潟からも来ていただいております。そんなようなことで野球ばかりではなくて、サッカーだとかバドミントン、そういうものも合宿で使っております。

そういう中で一概にウェルネスだけで使っているということはちょっと不適切ではないかというふうに私は思っております。

そういう中で、村がやはり活性化するためにスポーツをとということで、私は今までも事業をやってまいりました。そういう中であの施設もコロナの関係で本当に1年満足にやった事業はございません。そういう中で予算の計上の中でも繰入金が多くなっているわけですが、やはりこれはある程度の期間において結論を出さなきゃいけないとは思っております。

また、今、検討委員会で恐らくもう1回の検討委員会で、また意見が出てくるかと思えます。そういうものを踏まえて、これからのあり方について検討していきたいと考えます。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 村長が言われるのもよくわかるんです。それと私はいつもタイケン学園というお名前を出して申しわけないと思うんですが、私はタイケン学園憎しとか、そういうことでなくて、やはりこれからご質問するタイケン学園に対する施設の使用料とか、そういうことに関しても、やはり協定書というのはお互いをお互いの立場でお互いに尽くすところはきちんと尽くし合おうではないかということで、協定ということになると思うんですね。

それで冠着温泉の特別会計に繰入金に対しては、これ早く前にもご質問したとおり、村長のお答えであそこを壊すにしても、億円の金がかかるということで、何とか村長の気持ちとしては保養所なりタイケン学園が利用するならばそれで活用を続けたいという思いも私もわかるつもりです。しかしこれはやはり先ほどの機械的に見積もったり、機械的にやるといつまでたってもいけないので、村長の生身のお言葉で本当の胸のうちといいますか、どうしたいということを言っていただければ村民もそれなりに覚悟したり、ご協力できるという点が

ありますので、その辺のところをもし言えるものでしたら、お聞かせ願いたいと思うんですが、いかがですかね。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） お答えをするわけですが、やはり私はきょうまで、当初の計画、あそこを合宿所ということで計画をする中で、本当に予約が殺到しておりました。それを計算するだけでも黒字になれるという自信もありました。今、コロナ禍の中でそれが……でありまして、令和2年度については本当に3分の1ぐらいの合宿で終わったわけでございます。これが早くコロナが収束して、ワタシナドセイキの今までの……体験の中で、少しはやはりスポーツで筑北村が活性化している中で、少しの間だけでも事業をやらさせて、そしてその検討結果を見て判断したいというふうに私は今、現実にもそう思っております。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） とにかくそういうことで、村長の思いがそういうことであるならば、とにかく継続すると、今、お話のようですけれども、参考までに申し上げますと、令和元年度の3施設の入浴者数、これちょっとピックアップしまして5月から8月、要するに合宿に利用するというものの期間をちょっとピックアップしたんですけれども、とくら温泉が5月から8月まで令和元年度入浴1万5,859人、坂北荘が5,738人、冠着荘が5,773人。これ私がちょっと出ている数字だけで拾いましたので、これが全くの正確かはいえませんが、そういう状況で、坂北荘と冠着荘、大して変わらないんですよ。4カ月の、5月から8月までの間で。だからその辺のところを皆さんがどうとらえるかということなので、村長の今、お話のように、そのぐらい余裕があるならば合宿を続けてもいいんじゃないかというならば、スポーツの村で日本一になるならば、それでよろしいかと思っておりますので、次の質問をさせていただきます。

次の質問は、タイケン学園との体育施設無料貸付の経済効果についてですが、ちょっとまた時間がなくなると村長のお話が聞けなくなっちゃうと困りますので、住民説明会で誘致をしたときに、住民説明会で数字的な、数字的、こうだあだということの中で、数字的なものをもってご説明したのかどうかということをお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 学園誘致の説明会では、村、それと教育委員会、学園の3者共催で、平成26年11月下旬から12月上旬にかけて、3地域5カ所で行いました。その中で、平成27年2月下旬に日本ウェルネス高等学校誘致に伴う協力依頼の説明を商工会に向けて行いました。

説明会では、日本ウェルネス高等学校の誘致の経過について及び日本ウェルネス高等学校についての説明をし、生徒が寮生活や通学することなどによる変化や出席者からの希望、不安などの意見、要望をいただいて、その意見・要望等について回答をいたしました。ただ、それぞれの会場において学校誘致に関し、一定の理解を得ることができたと考えております。

また、20年間を目途とした使用貸借、協定締結の予定及び大まかな偉材効果について説明をしましたが、基本協定書及び土地建物使用貸借契約は平成27年2月3日付で契約を締結しておりますので、この説明会では基本協定書や土地建物に関する契約の詳細な内容の説明はしていません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） それは新しい学校、高校がこの村に来るんだ、そう言って恐らく説明会で私の調べたところでもいろんなところで説明したと思うんですが、それにはやはり今、お話のとおりタイケン学園が来て、スポーツで村が発展して、活性化がなされる。活性化という言葉がいわゆるあいまいといいますか、数字的にあらわせないものですが、私が入手したこの経済効果の資料1に、経済効果として3行書かれているわけですが、27年度経済効果合計、交付金、歳入分は除いて1,381万3,240円、30年度経済効果合計、28年度交付金含む、1億2,598万5,500円、平成33年と経済効果合計、交付税含む、1億8,185万500円、こういうものがあつたといいますか、手に入ったんですけれども、これやっぱりこういうふうになった以上は、この数字をもってして誘致がうまくいったと、これからもうということだと思えます。それがもし、私が言いたいのは、タイケン学園を誘致してから5年経過して、また自動的といいますか、村長が認めて更新もなされて、せんだって更新なされた。あと5年。これ20年ですからあと15年あるわけですね。

また、その中でこのままの状態10年先までいくのかどうか、ちょっとそこだけお伺いしたいんですが、どういう状況になったら変わる野か、変わらないのか、そこだけで結構ですので、お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 20年契約ということで5年が経過したものでございます。その中身を見ますと、問題のないときは自動的に継続をしていくんだというふうになっております。今、私は、まだ15年ありますけれど、大きな問題、村において大きな問題が出たとき、そしてまたタイケン学園のほうで大きな問題が出たときには、やはり協議をしてその都度どういう形

にしたらいいかということを検討してやってきたということで、今の状態が続けば……私は……というふうに思っています。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 今のお答えは、このまま体育施設はお約束どおりこの先ずっと無料でご使用いただくということになりますと、先ほど一番最初に、最初のころにお話ししたとおり、私学に対してのコロナ禍における交付金の投入において、観覧席をつくとかということもこれからも続けるということに聞こえてしまうんですが、15年の契約はいいんです、20年契約いいですよ。ただ、私が言いたいのは、議会を通して決めたことなので、それはそれとして協定書というのは尊重しなきゃならない契約だと思います。協定ですので、先ほども言いましたように、お互いが協定しているわけですね。心技体だと思うんですよ。村も学校を誘致するために校舎も直す、こうもする、ああもする、そういう条件の中で、その中で今、お示した協定書の中の経済効果というものも1つあるから、ではタイケン学園さんに来てもらって、村長の思いで村の活性化を図れるならば、そういうことでいいじゃないかと。ところが私、今、思うのは、一方通行ではないかと思うんですね。だって協定書ですから、戦争を協定するわけではないですので、タイケン学園さんに来ていただいたら村の活性化にもなる、そして村人も健康に過ごせるいい村になる、活気もつく。だとしたら村が校舎も直し、野球場も提供して、なおかつファウルがあつてけが人が出てはいけけないので、防球ネットも7,000万円もかけて、校舎を直すのに7,000万円ちょっとですか、防球ネットも7,000万円ぐらいでしたか、1億4,000万円は投資しているんですよ。だとしたらお互いに、お互いですからタイケン学園さんも、前にも質問したとおり多少の運動施設なりのところの使用料をお支払いするくらいのことはいいんじゃないかということで、お伺いしたわけですが、せんだっての質問でその話をしましたら、いえいえ、そんなことは言ってもだめですと、お互いの協定書であるからだめですと。

時間がなくなりましたので、最後の質問にしますけれども、要旨4、タイケン学園との協定書の条文第11条の見直しについてお伺いしたいんですが、甲、筑北村長、乙、学校法人タイケン学園及び丙、学校法人タイケン国際学園のいずれかからの改廃の申し入れによる合意がない限り、効力を失わないものとするがありますが、どのような方法ならばそういう協議なり、今、私が言うようなことがタイケン学園さんに伝わって、お互いのテーブルにつかれるかについてお伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 基本協定書第11では、3者のいずれかからの改廃の申し入れによる合意がない限り、効力を失わないものとするということになっております。令和17年3月31日までに相当の事情がお互いがない限り、この基本協定及び土地建物使用賃借契約書に基づく協定書第1条の目的達成に向けて、取り組んでいく考えてございます。

以上です。

○6番（勝田 昇議員） ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（待井安登議員） 以上で5番議員の一般質問は終了しました。

◇ 前 山 健 治 議 員

○議長（待井安登議員） 順番4、1、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、2、スマートインター事業の進捗状況、3、県道河鹿沢西条停車場線及び新青木トンネルの状況について。7番、前山健治議員。

前山議員。

○7番（前山健治議員） 7番、前山です。

3月定例会一般質問に当たり、私は1つとしてコロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、2としてスマートインター事業の進捗状況について、3として県道河鹿沢西条停車場線及び新青木トンネルの状況について、お伺いしたいと思います。

最初に、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお伺いをいたします。

项目的に1、2、3となっておりますが、一括で答弁をいただきたいと思いますので、私のほうから質問をさせていただきます。

2月26日、全協で事業計画の説明を受けて、理解はしたつもりでありますけれども、改めて村に配分された1次、2次、3次までの交付金の総額をお聞きしたいと思います。

2として、村で実施する事業で主な事業、主なものをお聞きしたいと思います。

3として、51事業を計画されている中で既に実施されている事業、また、これからの事業、また、繰り越しされている金額等、進捗状況をお願いしたいと思います。

以上、1、2、3一括で答弁をいただき、再質問については質問席でさせていただきます。

お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 前山議員にお答えをいたします。

1 番の村に配付された 1 次から 3 次までの交付金の総額ということでございますが、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金についてお答えをいたします。この交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施するものでございます。

国の令和 2 年度 1 号補正については 1 兆円、第 2 号補正では 2 兆円、そしてこの 1 月の第 3 次補正においては 1.5 兆円で計 4.5 兆円の規模のものでございます。当村へ交付金が配付された額は、第 1 次分で 6,150 万 4,000 円、第 2 次分で 1 億 9,656 万 3,000 円、第 3 次分で 9,742 万 1,000 円、合計 3 億 5,548 万 8,000 円でございます。

また、2 番、3 番については総務課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） それでは村が実施する事業の主なものについて、お答えいたします。

村が行います事業、全部で 56 事業、事業費は 2 億 8,292 万 2,000 円でございます。うち先ほど村長がお答えしましたとおり、交付金を 2 億 6,309 万 5,000 円を充当していく内容でございます。

主な事業でございますが、地域住民への直接対策といたしまして、すべての住民へのマスクの配布、子育て応援給付、プレミアム商品券の販売、昨年の 4 月 28 日以降の出生児に対して 10 万円の給付、高齢者インフルエンザのワクチン接種の無料、温泉施設の無料入浴券の配布など、一部繰り越しとはなりますけれども、7 事業 5,934 万 3,000 円でございます。また各区への感染対策交付金、非接触型体温計の配布事業 1,398 万 7,000 円、医療機関、高齢者福祉施設等への支援を 6 事業、村内事業者への持続化給付金を 5 事業、また公共施設、学校、保育園等の感染対策事業といたしましては 26 事業を行っているところでございます。

進捗の関係でございますが、すべての事業が現在、発注済みでございます。19 の事業につきましては既に完了しており、残りについては 3 月で完了する見込みでございます。なお一部の事業で全国的な発注が集中しておりまして、納品が間に合わないという 5 事業については繰り越しとなる予想でございますが、早期の完了を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 7 番、前山議員。

○7番（前山健治議員） このコロナウイルスの交付金については、村長の答弁で3億円、それから今、総務課長のほうから事業を実施する中で、一部繰り越しもあるという答弁でございましたけれども、これ26日の日に全協のときにこういう話を聞いて、26日の資料ではちょっと見にくくてなかなか家へ帰っても理解ができなかったわけですが、その後、A3のよく見える資料をいただく中で、精査をする中で、やはり私個人としては、これ26日の前、あるいは専決処分をする前に、1回くらい議員の皆さんにもいろんな話をする中で、今、こういう計画でこういうものを行っているというようなことは相談があってもよかったかなというように私は思っておりますが、やはり精査をして資料を見てみますと、いろんなことに配慮をして、専決でやったほうがいいということで、なるべく早くということで専決処分で議会のほうへ後から報告があったというように理解はしておりますが、これから繰り越しといたしますか、多少なりまだ繰り越しの事業、あるいは繰り越しのお金もあろうかと思しますので、きめ細かく専決でやる前に報告をしたり、相談をしてやっていただければよかったかなというように私は思っているところでございます。

そんなことで、これもコロナウイルス感染の交付金については、非常にきめ細かくそれぞれの村の今までの課題、あるいは今までできなかった事業等ができるということで、非常に苦心をされているかなというように思ったところでございます。そんなことでこれからまだまだ繰り越し事業等精査をしていただいて、なお一層この交付金が有効に活用できるようにお願いをしたいということで、1番の質問については終わりにしたいと思います。

それでは、2番目のスマートインターの件について建設課長にお伺いをいたしますけれども、令和2年9月定例会の一般質問でも同じ質問をしましたが、令和5年3月の供用開始を目指しているとの答弁でありました。先日2月26日の全協、また委員会等では用地買収も終わって、それと村道のつけかえも予定では3月いっぱい、今の現状を見てもあと舗装を上へかければよいという状況になって、だいぶあそこが進捗が見えるようになってきました。そんなことにおいて当初の令和元年度の秋の12月の全協の資料の中で、スマートインターの工程表というものが私たちへも配られておりますが、その中ではこの間、課長のほうから説明がございましたが、この新年度の前の2年度の11月ころから本体工事といいますか、ネクスコの工事が始まるというような工程の予定になっていたかと思っておりますけれども、それと用地買収がやっと最近全部終わったということで、5カ月から半年くらいちょっと後手というか、今まで公表されているものより送れているかなというようには感じているわけですが、そんなことを踏まえる中で、建設課長のほうに現在の進捗状況をお伺いしたいと思います。

お願いをいたします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） ご質問のスマートインターチェンジ事業の進捗について、説明をさせていただきます。

昨年9月議会において説明をしたとおりではございますが、まずネクスコ東日本で進めています詳細設計でございますが、新型コロナウイルス関連でおくれはしましたが、既に完了をしてございます。現在は4月2日の開札、要は業者決定を待つ状況ということでございます。それに伴いまして、今年度村で実施します用地測量業務、それから物件補償算定業務、保安林解除、河川協議に若干のおくれが生じてきているところでございますが、12月には用地契約を締結し、現在、分筆所有権移転登記を進めておりますので、年度内の完了という予定でございます。

また保安林解除につきましては、松本地域振興局の林務課と協議を進めており、5月には本申請に持ち込める予定ですが、保安林対象区域の工事予定時期は令和4年度となる見込みのため、全体工程には問題がないというふうに理解をしてございます。

河川協議につきましては、現在、河川占用、保全区域内行為の申請中でございます。

また、国道403号のつけかえ工事につきましては、当初3月完成を目指しておりましたが、冬期間での舗装施工や交差点内の片側通行、切り回し等を勘案しまして、工期を6月末まで延ばすことといたしました。

なお今年度末にはおおむね84%程度の進捗率となる見込みでございます。

また、高速本線側の工事について、ネクスコ東日本では当初令和3年1月からを見込んでおりましたが、設計のおくれ等から本年4月以降の着手という予定でございます。

進捗状況については以上でございます。

○議長（待井安登議員） 7番、前山議員。

○7番（前山健治議員） 今の課長の答弁を聞きますと、多少おくれはあるけれども、工事がネクスコのほうの工事也开始するということで、まだあれかいね、請負業者というか、そういうものについてはまだこれから入札をかけていくという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） その件につきましては、先ほどもお話し申し上げましたけれども、現在、工事の公告中でございます。4月1日までの締切で、の入札期間ということで、4月2日に開札ということでございますので、ここに応札された業者がいて、金的な部分で折り

合いがつけばそこで落札ということになりますので、4月2日以降に業者は決定してくるという見込みでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 7番、前山議員。

○7番（前山健治議員） いよいよ今、課長の答弁を聞きますと、4月の半ばころから本体工事といいますか、ネクスコの工事が始まるのではないかなというようなことでございます。そんなことで多少なりとも、半年くらいおくられているわけですが、今、そのような段階の中で見通しとすれば令和5年のもう3月の供用開始ができるということに向かって、なお一層ネクスコ、あるいは筑北村の建設課、また村もより一層連携を深めていただいて、所期の予定をされている令和5年の3月には供用が開始できるように、なお一層のご努力をお願いをして、2番目の質問については終了したいと思います。

それでは、また、これ建設課の関係になりますけれども、3番目の県道河鹿沢西条停車場線、この拡幅、あるいは青木トンネルも計画されている中で、やはり今の状況ではセンターラインもまだ引けない箇所が何カ所もあるというようなことの中で、後でもまた青木トンネルの質問もしますが、トンネルができるわ、あるいはできても今の西条河鹿沢停車場線の拡幅、道路がきちんとしていなければいけないというように私は思いますので、昨年秋にそれぞれ行政、また建設課、それから建設産業委員長等も県のほうへ要望したと報告を受けておりますが、その中で県の対応、それから用地の買収というようなことがこれから出てくるかと思いますが、その辺の進捗状況と県の対応、また県の反応等お聞かせいただきたいと思います。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） ご質問に対しましては、管轄、あるいは事業主体となります松本建設事務所に確認しましたので、お答えをいたします。

まず県道河鹿沢西条停車場線につきましては、現在、大沢地籍の高屋神社付近の狭隘箇所につきまして、今年度調査業務とし、地形測量を実施しております。次年度以降は防災・減災国土強靱化のための5カ年加速化対策により、道路設計を進める予定と聞いております。これにつきましては昨年の2月に村長と議長さんと建設部長あてに当該路線の道路改良についての要望をしたところ、建設部におきましてもあの路線については狭隘で改良を要する区間だということは十分認識をいただいているところでございます。その成果で今年度地形測量に入っているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 7番、前山議員。

○7番（前山健治議員） いずれにしても現在も通ってみると狭いところもあったり、それから狭隘なところもあったりというようなことの中で、この件についてはなお一層関心を持っていただいて、県道の改良については建設課、また行政とも連携をする中で、早く手をつけていっていただくことが、やはり青木トンネルができたときにももう、すぐ供用ができると思いますか、こういうスマートインターができるということであれば、青木の皆さんにも利用していただく上において、やはり道路がよくなければいけないということが考えられますので、なお一層建設課でご努力をいただくことをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから9月の定例会のときにも青木トンネルの状況についてお伺いをしたわけですが、青木村のほうから大沢地籍のあそこのほうは上田建設事務所、それから今度は筑北村から松本市の四賀地区へ抜ける道路については松本建設事務所ということで、建設事務所が違うわけですが、その中で今、県のほうではどのように考えているかということで、私は当初令和2年度中くらいにすべての調査、あるいは地質調査が終わって、令和3年度くらいから工事に入るのかなというような期待もしていたわけですが、今の進捗状況と、それと同時進行でいくのか、あるいは上田建設事務所の管轄の1号トンネルといいますか、それを先にやるのか、あるいは同時進行になるのかというようなこともまだ示されておられませんけれども、そんなことを含めた中で、建設課の課長さん、わかる範囲で結構でございますので、令和3年度について青木トンネルの事業の内容について、お聞かせを願いたいと思います。お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 国道143号の新青木トンネルの状況につきましては、これまでの調査結果をもとに、トンネルの詳細設計に着手したところというふうにお聞きをしております。令和3年度中にはその設計を完了させ、その後用地測量、補償算定を行う予定というふうにお聞きをしております。

今後の予定でございますけれども、議員ご指摘のとおり青木村側については上田建設事務所、松本市側については松本建設事務所ということで、それぞれの進捗に差はございますけれども、そこら辺についても今、両建設事務所と地元への説明等も含めて、どのように進めていくかということで、今、調整をしているところでございますが、もう少し先に進まない

とどういうタイミングでどうお話をしていくかというところまではまだ決め切れていないという状況でございますので、詳細設計等の進捗を見まして調整をしてみたいというふうに考えておりますので、今後とも松本建設事務所、それから上田建設事務所との情報共有を行い、情報収集に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） 7番、前山議員。

○7番（前山健治議員） ちょっと私が想像していたより、今の課長の答弁を聞くとこれからまだ両建設事務所の話し合いの中でというようなことで、ちょっとまだ目に見えてこないわけですが、事業をやるということにおいては決定をしておりますし、それからいつから着工になるかということがまだ見えてこないわけです。そんなことで最後になりますが、ちょっと村長にお伺いをいたしますが、停車場線を含めてこの青木トンネルについて、143の期成同盟会もあるし、それから議会として議員の議員連盟もできておりますし、いろんなことの中で要望する中で、いつごろ着工になって、いつごろ完成をするかというようなことを早くわかるように要望活動を強めていただきたいと思います。その点、河鹿沢西条停車場線、青木トンネルのことを加味する中で、村長の考えを最後にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 143号線のトンネルが2本、そして河鹿沢西条停車場の県道が1本ということで、それぞれ県のほうに要望はしてございます。先ほど建設課長のほうで県道河鹿沢西条停車場線につきましては、ほかの自治体ではそういう期成同盟会をつくってやっているわけですが、河鹿沢西条停車場線についてはうちの村だけの中に通っても一般県道ということで、同盟会ができないという状況の中で、県のほうに問い合わせたところが、村独自でも要望は聞いていただけるということで、先ほど建設課長が言われたように、議長さんと要望に行ってまいりました。

そういう中で、今、県のほうでも検討をさせていただいて、今、国土強靱化5カ年計画というこれは延長になりました。その中の枠に入れていただけるということで、今の計画でいきますと令和7年には河鹿沢に市場停車場線が大体のいけないところは改良ができるのではないかとというふうに村のほうでは思っております。

また、143のトンネルにつきましては、今、矢越隧道と同じ比較で考えてみたところが、青木村のほうからどうせ将来イッシュウのものでございますので、歩道をつけてもらいたいと

ということで、中身が変わってきております。その歩道も今、県のほうで検討しているが、結論は私は聞いておりませんが、検討していただいているということで思っているわけですが、そういうものを解決すれば恐らく当初の計画事業の中では10年間の間に完成させたいと、そして総工費150億円ということも聞いておりますので、その範囲内で一日も早い着工をお願いできればというふうに私のほうでは考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 7番、前山議員。

○7番（前山健治議員） トンネルがこれから10年なのか、着工する、青木トンネルをやるということで10年なのかということで、ちょっとその年数があれなんです、いずれにしてもこの中、いろんなことを加味する中で、いつ着工になって、それで何年完成の予定だというようなことまで早く引き出していただくように、それぞれ建設課、また行政の村長さんの今までの人脈の中で、県との早く交渉をしたり、いろんなことをする中で、着工の時期、それから完成の時期というものが明確になってくればいいかなというように思っているわけです。そんなことでこれからこの河鹿沢西条停車場線、青木トンネルのこれからなお一層この筑北村が一生懸命になってやっていかなきゃいけない事業だと思いますので、なお一層ご尽力いただくことを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で7番議員の一般質問は終了しました。

質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時とします。それでは休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（待井安登議員） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇ 小 山 正 博 議 員

○議長（待井安登議員） 順番 5、1、新年度財政の健全・安定化策について、2、コロナ禍における地方回帰（村内への移住）について、3、新教育長として豊富について、4、水道水不足対応と水源確保について。小山正博議員。

小山議員。

○8番（小山正博議員） 8番、小山正博です。令和3年度3月定例議会において、一般質問をいたします。

まず1番目といたしまして、新年度財政の健全・安定化策について。

新年度一般会計予算規模は、令和2年度と比較して約9,600万円、2.3%減の41億9,000万円余であります。国が示す当村の財政標準規模は、これは令和2年1月1日付における住民基本台帳による計算値であります。令和元年度決算額で28億8,800万円余の数字が示されております。これに対して現状の予算額は大きく乖離しております。当村は自主財源に乏しく、国の交付税は合併算定により段階的に減少されております。財政健全・安定化のための対応策をお尋ねします。

まず1番目といたしまして、歳出削減として人件費削減の具体策、目標値、職員数等、会計年度任用職員等を含むということで、お尋ねいたします。これは昨年の12月定例会において村長は、財政健全化の1つとして人件費の見直しをおっしゃっていますので、この点についてお聞きします。

以下質問席にて質問をいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 小山議員にお答えをいたします。

まず一般会計予算額と、標準財政規模は違うものであることをまずご理解をいただきたいと思えます。予算額は、当該年度における住民の福祉向上のための経常経費、投資的経費、公債費などすべての事業の積み上げでございます。標準財政規模は、標準的な状態で通常収入されるであろうという経常的な一般財源を示すものでございます。

歳出の削減の1つといたしましては、人件費についてはどこの自治体でも真っ先に掲げるものであり、村においても考えるべきところでございます。

一般会計資料としてお示ししました歳出性質別では、人件費9億3,538万6,000円、構成比は22.3%、前年比2.3%の増となっております。増額要因の1つといたしましては、昨年度より会計年度任用職員制度の導入がされ、期末手当支給率の増に伴うものであります。

人件費の削減は、人員の増減に最も左右され、現在のきめ細やかなサービスの維持を勘案すると、人員減は考えられませんが、現状のままの業務を現状で行うのではなく、アウトソーシングなども検討し、専門的業務をプロに任せる等を考えていくことも必要であるかと思っております。

一般職については、合併時に比べて53名、40%の減少となっております。平成23年に、令和2年度当初職員数は78名とする定員適正化計画を定めており、おおむね目標は達成できていると判断をしております。

先ほども述べたとおり、現状のサービス水準を今後も維持することと、少子化・高齢化の加速、人とかかわりなどを考慮すると、削減は限界と考えております。

職員数は令和3年4月1日見込みで一般職80名、会計年度任用職員153名の予定でございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 削減策として、職員の人を削減するという意味ではないんですけれども、人件費の負担というものはどこの自治体でも頭が痛いことは承知しているつもりです。だからといってこれ放置するわけにもいかないと思います。歳入歳出ということで、決まってくるわけなんですけれども、入るものが少なければ出るものをこれ抑えるのが一般的な考え方で、ある自治体では近隣の自治体では、定年等の前倒しによって削減をするというようなお話も聞いております。そうってからでは私、遅いと思いますので、今のうちから危機感を持って対応していかないと、残念な結果になる可能性もあるということを申し上げたいと思います。ただ無理、できないということでは何も改善ができませんので、それでよくお話を聞くのは、全庁挙げて検討していると、努力はされているというお話を聞きますけれども、具体的にどのような組織で、どのような検討がなされているのか、お尋ねします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） 具体的にどのような組織で、どのように考えるかということのご質問ですが、この人件費に限って申し上げますと、基本的には退職補充抑制を今までしてまいりました。これは全庁的に取り組むということよりも、労務管理する側として先ほども村長が申し上げましたとおり、適正化計画に基づきます退職補充抑制をしてきたところがございます。

また、近年につきましては、退職補充は基本的に退職者と新規採用者が逆転現象が起きな

いように補充しても退職者数までという考え方で行っているところでございます。

また、定員適正化計画につきましては、先般の委員会でもお話が出ましたが、令和2年度をもって一たんの目標値の設定がされておりますので、今後については類似団体と比較しながらまた定員適正化計画の策定をし、でき得る限りでの職員数の適正化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、先ほど村長のほうでもご説明しましたが、アウトソーシング、もしくは専門的分野についてはプロへの業務委託というものも今後考えていかなければならないかというふうに考えているところです。具体的には国が今、進めておりますDXに対しても専門的知識を持っている一般職がいるわけではありませんので、長野県も同様ですが、専門的な業者から職員を派遣していただいて、その皆さんのお力をかりながら、こちらがやりたいこと、やらなくてはならないこと、そういったことを決めていく必要もあろうかと、そんなふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） わかりました。いずれにしても人を削減するということはちょっといろいろな面で大変なことはありますけれども、仕事は人の数より中身が重要かと思いますので、そこら辺を含めてDX等の取り入れにより、寄り効率的な行政運営をお願いしたいと思います。

では、続きまして2番目の質問をさせていただきます。コロナ禍における地方回帰（村内への移住）についてでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大が続く中で、地方回帰の流れに手ごたえの新聞報道がありました。そこで当村の状況をお尋ねします。

1番目として、現状どんなような状態であるか、お答えください。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） お答えしてまいります。

本年度の空き家バンクの契約件数でございますが、2月末現在で16件、移住された方22名となっております。契約件数のうち県外からの移住にかかわるものが5件、県内からの以上にかかわるものが4件、村内転居にかかわるものが1件、その他契約には至りましたが、住民票の移動が今後になるものが4件、二地域居住が2件となっております。

空き家バンクを始めた平成24年度以降、最多の契約件数になりましたが、比較的程度のよ

い物件があったのに加え、議員ご指摘のとおりコロナ禍における地方回帰の流れがあったと思います。実際に内覧者の方からは、住宅密集地からのコロナ疎開とともとれる話を聞いているところがございます。それぞれの希望は、ぽつんと一軒家のようなものを探されている方ですとか、地方都市に近い便利な田舎を希望する方とか、さまざまでございます。その希望に応じて相談を受けている状況でございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 空き家バンクを含めて移住者ということで、私が特に気がついたと
いいですか、コロナの関係で都会から地方回帰ということで来られた場合には、先ほどのお
話ですと具体的にコロナでこっちへ来られたという方は具体的には、数字的には把握はされ
ていないということですか、もう一度そこら辺のことをご説明願います。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 移住された方についても、その目的がコロナ禍ということが
主になっているというところは確認はしていません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 例年に比べてコロナの関係でふえたということではないという認識
でよろしいですか。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 先ほども申し上げたとおり、よい物件があったということ、
またコロナの影響があったことは思いますけれども、具体的にすべてがコロナということでは
ないということでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） ちょっとずれるかもしれませんが、村内に新しくお店、食堂
等を开店された方が3件ほど私は新聞報道等で知っておりますけれども、その方たちが必ず
しもそういうことではないかと思っておりますけれども、それは非常に喜ばしいことかなという思い
がありまして、この質問をいたしました。

2番目の質問といたしまして、Iターン、Uターンへの環境整備ということでございます
が、来年度の予算の中にIターン者への補助等の施策が施行されておりますけれども、再度こ

のことについてご説明願います。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） Iターン、Uターンの方の受け入れの環境整備ですけれども、移住にはまず住居が必要となりますので、空き家所有者の方に空き家バンクに登録していただき、物件の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、働く場も必要となるわけですが、これまで村内に雇用などが少ないことで、すとか、松本市、安曇野市等に通勤可能とはいっても、都会暮らしで自動車を持たない人にとりましては自家用車の購入ですとか、運転になれない等ネックになっている部分もあったと思います。

新型コロナウイルス感染症防止の観点から、働き方を初めとしたライフスタイルの変化が求められているところでございます。テレワーク等が普及する中で、本年度までに完了しました高速情報網の整備により、自宅でのテレワークを行いながら、必要に応じて職場に出勤するということが可能になりましたので、移住を促進する上でも環境は整ったと考えております。

また、現在、進めております旧筑北小学校の後利用ですとか、企業誘致によりまして雇用を生み出すことで定住に向けた環境を整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 説明ありがとうございました。3番目の質問と重なる部分があるので、あえて3番目の持続可能な定住への支援策ということはお聞きしませんが、移住定住ということはどこの行政でも、市町村でもやっておられることなんですけれども、この限られた移住者を取り合うということは非常に大変なことかと思います。1つの考え方として、この4番目の質問なんですけれども、二地域居住受け入れ態勢を導入する考えはあるかということなんですけれども、どこの自治体でも移住を促進する中で、限られた移住者の取り合いには限度があると考えます。また3月10日付の「信濃毎日」さんの記事では、9日の日に全国二地域居住等促進協議会が発足された。阿部知事が委員長といいますか、なったという記事がありました。県内においてもその組織に加入した市町村があるというお話を聞きましたので、当村としてこれについてどのような対応をするか、お聞きします。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 今、議員からお話のありました全国二地域居住等促進協議会

につきましては、当村も会員登録しているところでございます。

空き家バンクでは、二地域居住を希望される方に対しましても以前から相談等の対応をしております。今後も同様に対応していくほか、二地域居住をされている方とのつながり等も検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） それを聞いて安心しました。こういう幅広い取り組みをして、必ずしも住民票の方でない方も受け入れて、幅広く地域の活性化にこれはつながると思いますので、そういう受け入れ態勢も十分していただきたいと思います。

それでは3番目の質問をさせていただきます。教育長が2月より新しく選任されわけなんですけれども、新教育長として抱負をお聞かせ願うということで質問をさせていただきます。

1番目として、今後任期3年間で進めていく重点目標と課題について、お聞きします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） この2月1日に教育長を拝命し、1カ月が経過しました。任期中の重点目標についてお答えいたします。

まずは統合した筑北小学校及び新制聖南中学校の安定的な運営です。学校にお聞きすると1年が経過する中で軌道に乗り、安定的な学校経営ができてきているとのことですが、この3月からGIGAスクールによるICTを活用した教育も本格始動する中で、支援員の確保など事務局としてのサポートに力を入れていく考えです。

また生涯学習では、コロナ禍にあって事業が停滞する中で、なるべく多くの教室やクラブを見学させてもらう中で、現象をいち早く把握し、事業の活性化に努めていきたいと考えます。

課題としましては、少子化に加え多くの子供たちがスクールバスで通学することにより、地域で子供を見る姿が少なくなりました。これにより住民の方が子供や学校に無関心になってしまうことを懸念しています。幸いにも筑北村には保育園、小学校、中学校に応援団がありますので、応援団の方の活動が地域で子供たちをはぐくむきっかけになってくればと考えているところです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） ありがとうございます。今までの教育長も一生懸命教育関係にご

尽力いただき、本当にありがとうございましたと言いたいんですが、また新しい教育長として同じことといたしますか、また新たな観点で学校教育のほうに取り組んでいただきたいと思います。

前段で同僚議員からも質問が、このような質問がありましたけれども、あえて私、一番今、不安というか、懸念をしているのは小学校はある程度の人数が確保といたしますか、筑北村で筑北小学校として統合されましたけれども、この中学校の問題がどうしても引っかかると思いますか、残念な状態だと私は思います。

近くの生坂にも中学校がありますけれども、個人的に近いですし、今まで組合立を組んでいた筑北中学校との連帯、それから部活動等が思うようにいかないという話を聞いておりますので、今までのことはともかくとしても新教育長としてこの対応をどのようなお考えがあるか、お聞かせ願います。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） それでは筑北中学校との連携についてお答えいたします。

まず部活動について、男子バスケットボール部が筑北中学校と合同チームで活動しております。野球部は筑北中学校とだけではチームをつくることができず、昨年秋の新人戦は松本市の信明中学校、松島中学校とも一緒に合同チームを組んでいます。

部活動については、学校長の判断により他校との連携を図っていきますが、今後も筑北中学校との連携は必要になってくると考えます。

次に、学校の体制ですが、令和3年度から筑北中学校との教員の兼務が始まります。両校とも1クラスずつというクラス数に加え、筑北中学校へ通勤する教師が確保できないことなどから、例えば1人の美術の教員が聖南中学校と筑北中学校で教えるといった教員配置となります。またLD等通級指導教室は、筑北中学校を本部校としてサテライト校を聖南中学校と筑北中学校とする県費職員の兼務が行われます。筑北中学校との連携については、このようなことが令和3年度に予定されているということです。

今後の連携ということになりますが、生徒数でいきますと聖南中学校はことしは68人、5年後は79人ということで、今の小学校の児童数によって若干ふえてくるわけなんです、ここに転入転出の社会増減も加わりますので、正確なところは言えませんが、まずはクラブ活動については学校長の判断、そのほかの学校体制についてはことし新制聖南中学校として1年がやっと経過したところですので、まずこれについて力を入れていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 新教育長の決意はよくわかりました。ただ、先ほどの話ですけれども、68人、それから5年後に七十数人というお話でしたけれども、これは昔の話をして申しわけないんですけれども、非常に少ない数字です。3で割ると25人もいかない、20人強の生徒数です。この中で中学生が育つということは、非常に残念といいますか、なぜこういうことを言うかという、筑北の地域として考えた場合に、筑北中学校があるので、私の思いとしてはできるだけ早い段階で中学校を統合していただいて、この70人と、ちょっと筑北中学校の生徒数を把握しておりませんが、この半分だとしても100人弱で、それにしても1クラス、1学年ですか、30人弱ということになりますので、以前の4クラス、5クラスあったような時代とはもう時代が違うので、これはいたし方ないかと思いますが、それにしてもこの筑北の谷として中学校の統合ということを要望するご父兄というか、保護者の方も多数おられますので、この実現に向けて方向性をつけていただけたらと思って、この質問をいたしました。

では次に4番目の質問をします。水道水不足対応と水源確保ということでございますが、先ほどというか、村長もあいさつの中で水道水の不足ということで、放送がされているというお話もありましたが、確かに住民の方から本当に大丈夫かというようなお話も受けますので、この質問をさせていただきます。

まず1番目として、村長公約として安定した水源確保対策が実施されたと、これはもう村長1期目の政策から水源確保ということは非常に重点を置かれて、なされてきたというふうに私も認識しておりました。栃平ダムのほうもかさ上げして、そういうことに工事しておりますけれども、そういうことについての対応はなされていたというふうに考えておりましたけれど、ただ、1月より節水協力要請がほぼ毎日のようにあずみ野FMによって放送されております。そこで不安に思う住民の方もおられますので、地域の現状と今後の見通しについてお尋ねします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 議員ご質問の水源確保につきましては、議会全員協議会でも説明申し上げたとおり、本城の大部分と坂北の一部を給水エリアとするものでございます。本城のあの栃平沢に2カ所の井戸の試掘を完了し、飲料水として使用可能な水が合計毎分400リットルの取水可能と判明をいたしました。

また、節水協力の放送につきましては、年末から給水エリアを調整するなど対応をしております。断水までの状況ではありませんが、取水量と給水量がほぼ同じぐらいであるため、わずかな漏水でもそのダメージが大きくなることが想定されております。連日の放送で呼びかけをしているところであります。あわせて凍結等による破損で漏水していることもあるため、それらの注意喚起と漏水情報収集のための放送であることもご理解をいただきたいと思っております。

役場庁舎の観測では、昨年11月以降2月末までの4カ月の降水量が81.5ミリ、月平均約20ミリ程度しかなく、降雪量も少なく山にはほとんど積雪がない状況でありますから、湧水を水源とする箇所では安定した取水が困難になりつつある状況であります。

なお坂井地域では、冬場の降雪も適度にありましたので、現在のところは危機的な状況ではありませんが、取水量の少ない配水池へは水量の多い水源からの送水が可能であるため、水量の少ない箇所へ補うことができております。

今後の対策といたしましては、冒頭にも申し上げました栃平沢の新たな水源を活用できるよう、調査が今、できている次第でございますので、早期に工事に進めるよう努めてまいりたいと考えております。

また、栃平砂防ダムからの原水の取水では、現在、堰堤のかさ上げ工事も進められていることから、完成後は十分な水量確保ができるために、緊急時はダムからの取水も可能となり、安定した取水対策が整うものと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） ただいまの説明を聞いて安心しましたが、本城地区においては新しい水源ということでもわかりましたけれども、坂北地域において2カ所乏しいといいますが、不安なところがあるというお話でしたが、これについては先ほどの説明の中で特に説明がなかったように思いますので、再度この坂北地域についてはどのような安心といえますか、できるのか、お尋ねします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 坂北地域につきましては、先ほども村長のほうからも答弁申し上げましたとおり、坂北のほうの一部のエリアをカバーするために栃平ダムのほうに新しい水源を求めたということで、既存の水源についてはほかの坂北地域をカバーしていくことが可能になりますので、そういった意味では全体的に今回の新水源である程度のものはカバーでき

るということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） わかりました。それを聞いて安心しました。私は坂井地域なものですから、毎日の放送の中で地域的なことがあるかなとは思いましたが、決して今のお話ですと安心といいますか、できる状態ではないとは思いますが。ただ、節水節水といってもこの冬場でどのようにすればいいかなと個人的にも考えましたけれども、飲み水を減らすということとはできないのでおふろの回数を減らすぐらいかなというような思いになりましたが、そういうことも含めてこの質問をさせていただきました。

それと前々からお話は聞いている中で、漏水問題がたしかあるということも聞いておりますので、ここら辺の対応もなかなか難しい面もありますけれども、この対策について具体的に来年度に向けて方策というか、対策がありましたらお聞かせ願います。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 漏水対策につきましては、大量に漏っているところは本当にすぐ確認できて即修繕というふうになるんですけども、我々が一番今、苦慮しているのはわずかな漏水につきまして、場所が見つけられないということ中で修繕ができないというところが一地番苦慮する中で、漏水を確認していただくような専門業者がおりますので、そちらへの委託ですとか、あとは端的に改良していかなきゃいけない管路が、もう布設40年以上経過したものがございますので、これを順次やるために来年度につきましては坂井地域の本管の布設がえ等を計画してございます。令和17年度までの15年で老朽化したところを順次布設がえをしていくという計画をしてございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 非常に費用もかかることなので、ぜひ進めていただきたいと思います。

水のことになるので飲み水と農業用水等が不安になるわけなんですけれども、最後の質問として春になれば稲作等が始まりますので、その点についてはどのような対応といいますか、安心できるような状態であるかどうか、お聞きします。

○議長（待井安登議員） 産業課長。

○産業課長（山田充彦） それではお答えいたします。

先ほど来出ておりますけれども、昨年秋からの少雨、また降雪量の減少に対する影響につきまして、現段階で農作物等への被害というのは農業者の方からは寄せられておりません。また農協さんのほうにも来ていないということでもあります。

ご質問にもありましたとおり、これから水田の作付の時期になりますけれども、これからの天候にもより、水不足も懸念されるところであります。万が一水不足になった場合につきましては、村としましては村の放流等を管理しております砂防ダム等の放流、また農業用水の譲り合っでの使用等の広報をお願いすることになろうかと思っております。

なお本城地域になりますけれども、しゅんせつ工事の行われておりました東条ダムにつきましても方流管の一番のところまではぼ水がたまっているような状況で、雨さえ降っていただければ満水になるのではないかというふうに考えております。

いずれにしても農家の皆様が困らないような形で、水量、ダム等の放流によりまして水量の確保をしていきたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 今、デョウスイの水につきましては、私もため池等回って今、満タンでございます。ただ、先ほど産業課長の言われたように、東条ダム、これはことし堆積土を出して約1万5,000立方メートル出していただきました。その分が水になっておりますので、今、担当課長から話をしたように、今、送水路から少し下がっているという状況でございますが、水の量としては今まで以上たまっているかと思っております。そしてまた栃平砂防ダムについては、水はゼロです。全部はらってあります。これは工事が完了するまでは恐らくあの状態だと思っております。今、東条ダムにつきましても、まだ少し残りがございます、泥を出す。それはこの秋にまた水を落として、そしてベトを出していただくということで2年かかるということでございますが、今現在のところはそういう状況でございますので、水の心配もあるかと思いますが、今のところ大丈夫というふうに考えています。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 丁寧な説明をありがとうございました。もう1つ、坂井地区において今、災害復旧の工事がされております。一応当初の予定では3月いっぱいというようなお話を聞いておりますが、先ほどもほかの議員さんからもお話があった、坂井へ行くと川が工事中手であるというお話も聞く中で、この稲作時期までに完全に水の漏水等の問題もありま

すので、ちょっと質問から外れるかもしれませんが、この河川修理についてはどのような経過か、わかる範囲でお答えください。

○議長（待井安登議員） 通告外になりますので、簡単明瞭をお願いします。

建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 議員ご指摘の坂井地域の災害復旧につきましては、数カ所にわたっております。すべてがすべてではございませんが、一部は農業用水の取水等にもかかわるところもございます。ここら辺につきましては工事自体は6月、7月までかかるというものもございますが、取水ができるような状態、仮設なり何なりして取水ができるような状況を整えていただくようにということは、建設事務所等を通じてお願いをしているところでございますので、稲作に対しての支障はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 水源確保ということで、川の問題、質問いたしました。どうもありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（待井安登議員） 以上で8番議員の一般質問は終了しました。

◇ 中 村 弘 議 員

○議長（待井安登議員） 順番6、1、教育行政について、2、情報発信及び防災カメラについて。9番、中村弘議員。

中村議員。

○9番（中村 弘議員） 9番、中村です。

私の3月定例会一般質問は2項目通告してあります。

それでは、最初に教育行政についてお聞きします。

同僚議員も新教育長に対し、今後の重点目標に対し質問されましたが、滝澤教育長、就任してから1カ月余りですが、議会選任された後のあいさつで特に教育行政トップとして具体的なビジョンが示されませんでした。基本的には筑北村教育大綱、第2次子ども支援プロジェクトの柱になると思いますが、次のことを伺います。

①教育長として任期3年間の中で進める幼児教育、学校教育、社会教育について、具体的な重点事業や方針について伺います。

②保小中一貫した教育の推進を進める中で、特に質の高い幼児教育が求められており、現在、幼児期教育・保育推進検討委員会で検討されていますが、どのように現場保育士に伝え、質の高い保育につなげていくのか、その施策について2点、質問席で伺います。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） まず幼児教育、学校教育、社会教育といった世代ごとの重点事業についてお答えします。

幼児教育は現在、議員おっしゃるとおり幼児期教育・保育推進検討委員会で筑北村ならではの一貫性のある子育て支援・教育について検討中であります。特色ある保育として、現在、行っています「やまほいく」、「運動あそび」、「英語とともだち」、「2園の交流」により、子ども主体の保育を推進します。

学校教育では、先日児童・生徒全員に1人1台のタブレットが貸与されました。GIGAスクールがいよいよ本格的に始動するわけですが、ICTを活用した教育の推進に力を注ぎます。

社会教育、いわゆる生涯学習ですが、コロナ禍にあつて公民館事業の自粛などにより一部停滞してしまっていることは否めません。新しい生活様式のもとで何ができるのかを考え、早期の事業の再開に取り組みます。

可能な限り学校や生涯学習の活動現場に足を運び、住民の方や子供たちの声をお聞きする中で、なるべく早く現状を把握し、村の教育の発展に全力に取り組む所存です。ご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

続いて、質の高い保育の確立についてお答えします。

現在、行われています幼児期教育・保育推進検討委員会では、毎月1日の会議で第7回目となりました。委員会には毎回園長のほか保育士が交代で2人から3人程度出席し、直接外部の声を聞く機会となっています。また保育力の向上と開かれた保育園づくりの推進に、第三者評価委員会を年3回開催しています。委員は村外の園長経験者などから構成されていますが、先日の委員会では考える保育に姿が変わってきているなどの評価をいただきました。保育士も外部の意見から多くを学んでいます。

検討会や委員会での意見は、保育園全員で話し合い、問題意識を共有することにより保育力の向上につながっていると考えます。最終的には個々の保育士の力に頼るのではなく、ど

の職員がどこへ異動しても同じ保育が提供できるといった組織としての体制づくりを目指し、保育園経営の改善に努めてまいります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 9番、中村議員。

○9番（中村 弘議員） 令和3年度は小・中学校も学校統合等2年目の大事な年であり、新型コロナウイルス感染症対策により中止になった公民館事業の再スタートなど、ソフト面の充実、活性化が求められると思います。また筑北村教育委員会がキャッチフレーズで掲げている「子育ては筑北村」の推進、そして前回の一般質問でも述べましたが、旧本城小学校活用策として、日本ウェルネス長野高等学校誘致は大成功ではないかと思います。特に硬式野球部を軸としたスポーツで筑北村を元気には、県内でも注目の的でスポーツで元気になる村としてすごい勢いで周知されてきているのではないかと思います。

なお、今回の新型コロナウイルス対策で実施される球場の感染症対策事業により、安心して応援ができるとの多くの声をいただいています。滝澤教育長には、さらに新しい発想と柔軟な対応、そして何よりも教育行政トップとして情熱を燃やし、筑北村の教育行政の推進を図ってくれることを期待し、次の質問に移ります。

情報発信について、以前にも同様の質問をしましたが、一例を申し上げますと村ホームページは関連するページを見ると、子育て支援センターはここ数年間更新されていません。また退職者の名前が記載されているページを確認しました。情報発信の必要性に対し、次のことを伺います。

①筑北村ホームページについて、どのように管理し、更新しているのか、あわせて今後の対応を伺います。

②「松本市民タイムス」や「信濃毎日新聞」等の新聞記事を使ってもっと筑北村を宣伝することが大事だと思うが、新聞社に対しどのように取材情報を発信しているか、伺います。

③防災カメラ、特に差切カメラは竹やぶしか見えず、防災カメラの役割を果たしていません。住民に対し再度カメラの役割等情報発信し、活用を図るべきだと思いますが、対応策について伺います。

なお1番、2番、3番一緒をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） それではお答えいたします。

まずホームページの関係でございます。どのように管理し、更新しているのかという点に

ついてお答えいたします。

村のホームページは、平成28年度にリニューアルし、大きく分けて公式サイト、観光情報サイト、学校・保育園サイト、図書館サイトの4つのサイトで管理しています。3月1日現在で投稿数は4つのサイトで613であります。現在の新規投稿、修正及び削除の管理は、各課においてホームページ管理者を定め、各部署決裁の上、管理者の責任において投稿等をしているところでございます。

総務課では毎年4月に各課長あてに投稿内容の再確認、公開が義務づけられている計画等の適正な管理、公式な情報発信であることから正確な情報発信について通知をしているところであります。

しかしながら議員ご指摘の古い投稿内容も散見されることから、各課での棚卸し作業の徹底や総務課での包括管理を検討していきます。

また、安曇野市では、この3月1日にホームページをリニューアルしたようでございます。それによりますと365日更新作業がない記事については、アラームで担当課に知らせていくというような機能を追加したというふうに聞いております。日々進歩しております技術を取り入れていくことも検討しなくてはいけないかなというふうに考えているところでございます。

ホームページにつきましては、村の情報発信の重要な手段でありますので、正確な情報発信、適正な管理、住民の皆様が見やすく親しみのあるサイトを目指していきたいと思っております。

ただいまご指摘のありました退職者の氏名、更新がされていないというようなところにつきましては、再度徹底をしていきたいと思っております。

続きまして、新聞記事を使つての村のPRについてどのように考えるかという点でございます。

新聞記事によります村のPRは、投げ込み、直接の情報提供・取材依頼、あと広告等によりまして各課よりそれぞれの新聞社の担当者さんのほうへの情報提供を行っているところでございます。課長会議でも「広告」には常に費用が発生いたしますので、「記事」という形をとって村のPRを行つていこうということは申し合わせ事項でございまして、随時話題に上がり、タイムリーな情報提供を実施しているということにしております。

今後もホットな話題やイベントの情報を提供しながら、記事をお願いし、村のPRを行つていく考えでございます。

続きまして、防災カメラの点でございます。

現在、設置しております防災カメラにつきましては、災害発生時、特に大雨等の場合でございますが、河川の状況や道路状況等をリアルタイムに把握したいということを目的に設置したもので、現在、テレビ松本へ移行後も村内16カ所に設置したライブカメラの映像を自主放送チャンネルで発信しております。

設置当初より、カメラの撮影範囲についてはご意見をいただき、これまでも支障となる立竹木の伐採を行ったり、周辺にお住まいの方のプライバシーに十分配慮しながらテレビに映る範囲を調整するなどの対応を行ってまいりました。

ご指摘いただきました差切峠の部分でございますが、本来の役割を果たしていないと、竹やぶしか映っていないというところは私どもも把握はしているところでございますが、平時から住民の皆様には有益な情報をお伝えできるように、管理を徹底していきたいというふうに考えております。

また、当初カメラを設置したときと比べ、村内の状況も変わってきております。カメラの配置については再度検討をしながら、設置場所の変更、廃止・撤去、そういったものも含めて見直しを進めなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 9番、中村議員。

○9番（中村 弘議員） ホームページなどを見て感じたことは、ホームページを開いて見えない職員が多く、自分の部署以外に関心がないのではないかと思います。今、行政では大事な事業を進めています。すべての住民に行政情報を周知するのは難しいと思いますが、1人でも多くの方に情報を的確に、スピード感を持って知ってもらえるよう、情報発信について努力していただくようお願いして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で9番議員の一般質問は終了しました。

◇ 吉 池 昌 昭 議 員

○議長（待井安登議員） 順番7、1、スマートインター・維持管理費用と村活性化について、2、ウェルネス高校の今年度募集人員30人、村長の議会への説明との乖離について、3、村長公約、スポーツによる村の活性化と人口減、転出超過、高校誘致村の整備費返還金、コロ

ナ交付金による野球場ベンチ工事について、4、デマンドバス麻績村への乗り入れについて、5、冠着荘の令和3年度合宿希望の学校について、6、猟友会坂井支部、有害鳥獣捕獲280頭余り、会員の負担軽減及び捕獲許可について。10番、吉池昌昭議員。

吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 10番、吉池です。

令和3年度3月定例議会の一般質問、6項目についてお聞きをしてみたいと思います。

1番目としまして、スマートインターチェンジの維持管理費用について質問をさせていただきます。

ただいま建設を進めておりますスマートインターチェンジ、令和4年末にはかんせいというような運びになっているとお聞きますけれども、これの年間の維持管理費用、ネクスコへの負担金を含めてでございますけれども、年間の維持管理費、また計画ではここに600台と書いてありますけれども、計画は700台でした。ちょっと訂正をお願いしたいと思います。1日700台の利用がなくても維持管理費は同じなのかということで、2つについて最初に質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 吉池議員ご質問のスマートインターチェンジの維持管理費用について、お答えをしたいと思います。

計画時の試算でございますけれども、ネクスコ負担分が900万円、村負担分で100万円、トータル1,000万円を見込んでございます。まだこの部分につきましては、当初計画時点での見込みであり、現在のところ計画の一部変更もございましたので、今後実務上の協議を進める上で具体的な数値をお示ししていく予定でございます。

それから2点目の台数の計画700台の利用がなくても同じ経費がかかるのかという点につきましては、基本的には利用台数の増減で経費は変わりませんが、路面の状況によって舗装修繕等につきましては変更になってくる可能性がございます。

また、供用開始に向けて今後ネクスコと詰めていくことが多数ございますので、現時点での一応の目安としてご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） スマートインターをつくって、村民の皆さんから村の負担が多いのではないかという疑問がありましたので、ここで再確認をさせていただきましたが、今の説

明で村が負担するのは100万円程度ということでお聞きをいたしました。

次に、3番の質問に入りますけれども、3番の質問については工業団地計画は現在、1業者のみでほかにインター建設後の村のビジョンはあるのかということでお聞きはしておりますけれども、前の議員の皆さんの質問の中で、あまりこのインターをつくることによって村が何かをするというようなお話はなかったので、このことについては質問を省略させていただきます。

次に、ウェルネス高校の今年度の全日制の生徒の募集が30人というように新聞に出ておりました。9月議会におきまして村長から当初計画の80人ということは言いませんでしたけれども、計画に近づけるような努力をするという説明がありましたけれども、この30人の募集というものと村長の9月議会での発言との私の食い違いかもしれませんが、村長の今の考えというか、現状についてお聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） ウェルネス高校では、定員を各学年最大80名、総数で240名としているところであります。この240名の設定は、旧本城小学校の教室等の状況により決定し、現在は1年生26名、2年生32名、3年生29名、合計87名が在籍しているとのことでございます。

また、9月定例議会一般質問でもお答えをいたしました。学校担当者によると、現在の高校進学は多様化しており、子供たちの選択幅が非常に広がっていると思うんですね。そもそも子供の数の減少により、生徒確保には担当が苦慮しているというふうに聞いております。学校側では、地域貢献の一助となるよう、今後も鋭意努力をするということでございます。

募集人員30名というのは、県内の募集人員であり、県内私学卒の影響もあるようで、学校では県内広範囲にわたり学校職員が各中学校に直接出向いて、担当教員と情報交換や学校PRを行うなど、精力的に生徒確保活動を実施しているとお聞きをしております。

また、学校では県外からの募集も行っているとともに、募集人員30名は令和3年度の最大募集人員ではないと聞いております。

説明との乖離があるところのご指摘でございますが、生徒確保が難しい状況の見解は、画子運営のこととなりますので、申し上げる立場ではございません。先ほど申し上げましたとおり学校側でも相当の努力をされております。村に多くの高校生が通学し、勉学やスポーツをしつかりと学び、そしてこの筑北村のよさを忘れることなく巣立っていってくれることを私は期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 県内枠が30人というような答弁でございましたけれど、計画当時の生徒をぜひ確保していただいて、村は同僚議員からも質問していますけれど、多額のお金を私立学校にかけております。そういう中で生徒が87名という中で、3分の1しか集まっていないということと、経済効果も違ってきます。そういうようなことを加味して、お願いをしたいと思います。

次に、3番の質問へ入りますけれども、村長は常々スポーツによる村の活性化ということをお口にします。そういう中で、人口減少のことは先ほど同僚議員が質問しておりますので、転出が多いということについて、村長がどのように考えるか、この転出の多いことについてだけ村長の見解があればお聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 転出については、子育ては筑北村ということでやっているわけですが、そういう中でそれぞれの家庭の職場に勤める関係もあったりして転出になっているわけでございますし、また、そういうことのいいことを子育てが終わったから出ていくという家庭もあるかと思います。そういう中で筑北村といたしましては、その後、テイインのないようにこれからもいろいろ教育の関係、また一般のことにつきましても、村といたしましては、よくその理由を的確に調査をして、次の対策に臨んでいかなきゃいけないというふう考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 村長は常々子育ては筑北村と言いますけれども、ほかの村と比較をしていただいて、ソンブンのあれもないようにぜひ前向きにお願いをしたいと思います。

次に、ウェルネス高校の誘致関連で、校舎整備、やすらぎ野球場防球ネット、バドミントン体育館整備における借入金の令和3年度の元利償還額と、返済期間について、企画財政課長にお伺いします。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 議員ご質問の事業にかかわる起債の発行額でございますけれども、平成28年度に行いましたやすらぎ野球場防球ネットにかかわる合併特例債1,020万円でございます。この起債にかかわる令和3年度償還額は元利合計で129万5,663円、償還期限は令和9年3月になっております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） バドミントン体育館は関係なかったですか。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） バドミントン体育館には起債は充当してございません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 1億4,000万円ぐらいかけている中で、合併特例交付金が主に使われておりますけれども、合併特例交付金というのは合併で不均衡のないようにということなことであります。一私立高校のために合併特例交付金を使ったということについても、私は疑問を持ちますし、まだ今の1,000万円についても令和9年度まで129万円の償還をしていくということも村民の皆さんにぜひ知っていただきたいと思います。

次に、(3)のやすらぎ野球場の観覧ベンチ、フェンスの修繕、感染症予防国交付金で専決をされました。同僚議員からもるる質問がなされておりますけれども、私は議会に対して十分な説明もないままに専決処分をする、そのことについて私は疑問を持つということで、前にも言いましたけれども、野球場に来る人は野天に、家の中ではないんだから、では野球場に入場制限をすれば密にならないし、もし密になるようでしたら筑北村の野球場でなくて、もっと広い野球場へ来て、やってもらえば私はこのベンチをつくったりすることは私は危急の課題ではないと考えますが、村長はどのように考えるか、お聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） これはこのやすらぎ野球場は、つくったときには坂北村には非常に野球ファンがおりました。そういう中で長野道のズリを使ってあそこへつくったわけでございます。そのときに私が業者として施工した一員でございますが、非常にあのときは坂北はすごい計画のものをつくるなということで驚いたわけでございます。その後完成をいたしまして、今、このかわいであの球場は塩尻に市民球場、大町にも市民球場がございます。そしてウェルネス高校が来て、そこで練習をして練習試合をやるときには、長野県の高野連の指定の審判員、後任の審判員が来て審判をして、練習試合。そしてまた審判の教育につながるように今、来てやっていただいております。

そういう中で、審判員の皆様も野球場はすごいということの中で、そしてまたそういうことに、球場ができているんですが、その後の管理、これは本来ですと相当なお金がかかりま

す。これが子供たちが練習をした後、自主的にあの球場を使わせていただいてということで、非常に丁寧な整備をしていただいて、現在に至っているわけでございます。

そしてまた、吉池議員はコロナの対策ということの中で、ウェルネス高校の野球だけが頭にあるかと思いますが、やはりその中には非常に長野県の軟式野球連盟などにも登録をしてございます。そういう中で大きな大会はやすらぎ球場で行っていただいていることは、これは事実でございます。

そういう中で、今、ウェルネス高校はそういうことをやっていただいて、維持管理、そういうものも相当なお金は出ておりませんが、目につくものは私には見えてきております。そういう観点から、これからもやっていただければ非常にありがたいと思っておりますし、先ほどウェルネスの学校の30人体制ということの中でもちょっと私、落としましたけれど、この事業の中で今、筑北村が学校を誘致して、その後学校に投資をしているお金はございません。ただ、村の施設でございます。消防の防災の関係で指摘されたのには数十万のお金が出ていくときもございました。その後、一切お金は出ておりません。そしてまた昨年の10月の国調、国調でも筑北村のウェルネス高校、職員を含めて38名在籍、筑北村に住んでおられるということで、その交付金がこの4月からそこへ加算されてきます。恐らく私は相当のお金が来るのではないかというふうに思っております。また、その一部もそれによつては使い道を考えていかなきゃいけないということもございます。そういうことでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 村長の言うことは一理あるかもしれませんが、あの野球場を建設してから何十年あれでやってきたのに対して、コロナの感染の交付金を今、使ってどうしてやらなきゃいけないというのは、村民みんな思うと思います。村長の考えは考えでいいですけれど、私は村民としての考えをここでお伝えをしました。

次に、4番のデマンドバスの麻績村への乗り入れについて。

この質問については、もう3回目になりますけれども、村民の要望があるのに対して民意の圧迫とか、他村との協議ができないというような理由で、今まで回答があったと思いますけれども、令和3年度の主要事業の中に検討をするような文言が入っておりますけれども、村民がこのデマンドバスで麻績に買い物に行ったり、お医者に行きたいという要望がある中で、私はこのことは早急に村として民意の圧迫とか、他村との協議ができないというような理

由で私は先送りすることはいかななものかと思います。答弁をお願いします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） それではお答えします。

このご質問については、かねがね吉池議員、また、ほかの議員さんからもご質問、ご指摘をいただいているところでございますが、現状といたしましては麻績村の乗り入れにつきまして行政が民業を圧迫するわけにはいかないということをご理解いただきたいと思います。

また、麻績村さんとの意向の確認もとれていない状況でございますし、今現在、松本地域振興局で主導をとって検討会を行っておりますけれども、コロナ禍の影響でこちらもちょっとまだ進んでいない状況で、分析等ができておりませんが、そういった中のご意見やアドバイスの中で広域的な連携という中で、1つの指針がいかれるのかなというのも1つ検討の材料でございます。

令和3年度につきましては、主要事業の中でも掲げましたけれども、やはりそうはいってもまずは民業の圧迫、これはできないとは思いますが、そういった皆様の協議ですとか、一番は麻績村さんとの同一運行方式がとれないだろうかというところは事務レベルで協議できるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 民意の圧迫ということを総務課長、前の質問のときも言いましたけれども、そうしたら今、民意を圧迫しないように、その業者にも村のデマンドバスなり村営バスを運行していただければ、私は結構だと思います。一業者でやっていかなきゃいけないということは決してないと思います。

ということで次の質問へ移りますけれども、村民の高齢化、免許返納というようなことがこれからふえてくると思います。この質問についても乗り合いタクシーなどの多様な業者、施策を私は今後考えて、今の地域振興局との話し合いの中にぜひ加えていただいて、事業を進めていただきたいと思います。

次に、5番の冠着荘の令和3年度の合宿希望の学校について、お聞きをいたします。

新聞報道の中で、検討委員会の報道があったわけですが、合宿を6月から8月までやるという報道がなされておりました。このコロナが収束しない、コロナがどういう状況になるかわからない、県外から本当に来れるのかというような状況の中で、無理して合宿をしたいということになれば、どうしても来たいという学校があるのか、何泊して何人が申し込

みがあるかということをお聞きいたします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それでは1つ目の合宿に来る学校の関係でございます。

冠着荘の3年度の合宿につきましては、現在、3件の予約申し込みが来ております。3件とも1泊予定であり、3件で90名ほどでございます。また申し込みはありませんが、8月末までにそのほか4件の合宿希望があり、2件は1泊、1件は2泊、1件は1週間の連泊と伺っておりますが、人数は不明です。

新聞報道などを見て、3年度冠着荘で合宿をやらないと思われている団体がございますので、調整を図ってまいりたいと考えています。

2つ目のご質問でございます。3年度は8月までは合宿を受け入れ、4年度以降どのように運営していくかの参考にすることにしております。また既に予約が入っていたこと、新型コロナウイルスの感染状況でどのようになるかわからないところはございますが、合宿のピーク時、とくらだけでは密の解消ができないことを踏まえ、8月までは受け入れを継続する予定でございます。4年度以降につきましては、検討中でございます。現段階で確実なことは申し上げられない状況でございますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 私がこんなことを言っているかどうか、1泊で合宿というんですね。私はこの1泊で合宿という解釈が何かこじつけのような気がしますけれど、1泊で90人の人だったら私は3年度はやめたほうがいいのではないかと思いますけれども、村がやることですので1泊でも合宿だというんですから、それ以上言いませんけれど。

次に、6番の質問に入りますけれども、猟友会の坂井支部の支部長さんたちと話す中で、4月から1月までに坂井支部だけでも280頭とったよという話を聞きました。会員の中には1日に10キロも軽トラックへ乗って見回りをしなきゃいけないという話まで聞こえます。そういう中で、村は県の7,000円と村の3,000円で1万円の捕獲報償金を出していますけれども、委員会の中でも申し上げましたけれども、野生鳥獣に人間が負けているような状況で、一向に減らないと。そういう中で10キロも見回りを毎日しなきゃいけないという話を聞く中で、その見回りの軽減をできるような機器を村で買っていただいて、猟友会員に貸与していただけるような方策も検討をいただきたいということでご質問を申し上げます。

○議長（待井安登議員） 産業課長。

○産業課長（山田充彦） 猟友会、また有害獣捕獲等につきましてはのわなの見回りに関しましては、動物愛護の観点から頻繁に行うこととされており、捕獲実施隊の皆様には毎日の管理をお願いしているところでございます。

見回りの負担軽減につきましては、携帯電話を活用した捕獲を確認できる機器が開発されておりまして、長野県内でも導入を検討している自治体等もあると伺っているところでございます。

機器につきましても台数が必要になりますし、管理体制の構築も必要となりますので、関係者の皆様方の意見を聞きながら、検討を考えていきたいと思っております。

また、機器は高額にもなりますので、整備に当たっては国等の補助金を活用する必要もあります。わな等の共同購入を行っております松本広域鳥獣被害防止総合対策協議会の意見等も確認しながら、検討していきたいと考えております。

また、国の事業においてわなの見回りなどをサポートする捕獲サポート体制の構築の制度もできております。この内容も十分検討していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 今、課長から検討していただけるということでありますけれども、ぜひ実現するように検討をお願いしたいと思います。

次に、話はかわりますけれども、カワウとサギが近年村内に一年じゅういるような状況になっております。この捕獲許可は県知事の許可になるのかと思いますけれども、私は被害が池のコイとかみんなとられちゃうという話があります。そういう中でぜひ捕獲許可を県へ申請していただきたいと思いますが、その点についてお聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 産業課長。

○産業課長（山田充彦） ただいま議員のご質問にありましており、カワウ、サギの捕獲許可につきましては、県の許可となっております。の許可を得るためには被害の証拠、データ等を示されなければならないことになっております。以前、漁業組合から被害軽減のための捕獲要望があったということですが、その際につきましては被害の状況を把握できず、申請に至らなかったと担当より聞いております。

現在、産業課では各農家へ鳥獣被害に関するアンケートを行っております。これから集計に入るところでございますけれども、そういった内容の被害等の内容を確認し、今後の方針を検討していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 何でこんなことを言うかという、隣村では許可が出ています。それと坂井地区の地域の話をしていけないんですけれども、安坂川に、もう魚があまりいなくなったと思います。毎日来て、こうやって見ていて、いればとっちゃうから。そういう状況で被害のあれがわからないと言うけれども、そういうことを私が言うだけかもしれませんけれども、ぜひ私は前向きに捕獲許可をお出しをいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 今、カワウとサギについての質問があったんですが、これは当然県の許可でございますが、犀川流の組合ではこの許可を得ていると思います。ということは松塩筑鯿友会のほうでカワウをとったときには奨励金を出すということで言われておりますので、ちょっとこれは確認しますが、そういうことで犀川さんも組合が、漁業組合が資格をとっておれば坂井地区、坂北、全部一緒でございますので、とれると思いますので、またご報告させていただきますので、よろしくお願いします。

○10番（吉池昌昭議員） ぜひよろしくお願いします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で10番議員の一般質問は終了しました。

◇ 鎌 田 欣 子 議 員

○議長（待井安登議員） 順番 8、1、新型コロナウイルス感染症対策の第3次分考え方について、2、集会施設整備補助事業について、3、筑北ひまわり保育園環境整備事業について。11番、鎌田欣子議員。

鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） 11番、鎌田欣子です。

今回は議長の説明どおり、3つの質問をしております。その中で、新型コロナウイルス感染症対策第3次分についての質問をしたいと思っております。

今までいろんな方が新型コロナウイルスの感染症に伴う臨時交付金について質問をしてお

りますが、私としましてはこれから出ます3次分について質問をしたいと思っております。ですけれども今まで1次、2次の中で小学校、中学校、それから保育園、私が今まで一般質問してきておりましたトイレ等につきましては、本当に今回のコロナの感染で充当されたかと思っております。

先日も小学校の子供たちがスキー教室に行きました。1月の末ですけれども、3年生以上ですけれども、このコロナの感染症のおかげで、5台のバスで行かれたということで、大変喜んでおりました。松本市とか、そのほかではどこも今回はスキー教室は中止になっておりますが、筑北小学校におきましてはできたということで、大変喜んでおりました。子供たちも大変、帰ってきて喜んだ話をしておりました。そういった意味で、今回のコロナウイルス感染症対策の臨時交付金につきましては、国から本当にいろんな意味でいただいておりますので、第3次分に関しまして、村長の考える対策について伺いしたいと思います。

以上、質問で質問させていただきます。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 鎌田議員にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国の第2次補正分までで村への交付限度額が2億5,806万7,000円で、56事業の予定事業がございました。そしてまた2億8,292万2,000円の実施を行ったところでございます。

国の第3次分交付限度額は9,742万1,000円でございます。活用事業につきましては、現在、取りまとめ中でございますが、村民の皆様にもう少し我慢をしていただき、感染予防の徹底を持続して意識してほしいと思います。村民への直接給付や地域経済の底上げも重要な施策ではないかと考えていますので、村民のために有意義な活用をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11番、鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） ぜひ3次分、9,740万円のお金が来るということで、村民も大変期待しております。2次分に関しましては、もう示されたとおりお使いいただいて、本当によかったように私は思っております。

その中で、今も直接村民のためにというお話もございましたので、ぜひ村民のために使える、いわゆる生活弱者、ひとり親家庭、その他事業主も、筑北村においては意外と事業主においては問題のない方も多いかと、少ないかとも思われますけれども、そういったところも

人によっては、1つの業者によっては例えばだめなところもあるかと思いますが、そういうところを細かく見ていただきまして、そういった方々にぜひ支援になるように対策をお願いしたいなと思っております。

続きまして、総務課長にも同じ質問をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） ご質問にお答えします。

ただいま村長がお答えしたとおりでございます。私がここで別の事業関連というわけにはまいりませんし、また現在、取りまとめを行っている最中でございますので、住民の皆様にも公平を担保しつつ、事業を推進する必要があるというふうに考えております。

○議長（待井安登議員） 11番、鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） そうですね、村長より先に何か言うことはできないと思いますので、大変失礼いたしました。

私が考えますことに、ちょっと1つ、例えば庁舎に入ってきますと一応消毒液があります。体温計に関しましては、例えば今、税務もやっていますけれども、税務もこうやってやって手をやらなくてはいけないというような形のものとございますので、ぜひ今、病院に行きますと体温計がぱっと表示される、大体それはネットで調べますと5万～6万円くらいです、1台。そして除菌機も今、体温計と除菌機が一緒になったものが大変安く、3万6,000円くらいでネットで見ましたら出ております。ですのでそういった分もぜひ今回の検討項目に入れていただきたいなというふうに思います。やはり自分の手で押して消毒ではいけないのではないかというふうに思います。多くの場所にやれとは言いませんので、ぜひこの庁舎、それから図書館、その他坂井の支所、そういったところのいわゆる大事なところにぜひたくさんでなくてよいので、設置をしていただきたいなというふうに思っております。

大変国からの貴重なお金でございますので、有意義に使っていただくようお願いをしたいと思っております。

次の質問に入ります。説明だけします。集会施設の件なんですけれども、1番の集会施設の、ことし主要事業の中に集会施設の整備事業というのがございます。ことし約233万2,000円ということで、湯戸坂口常会にこれが使われるということで出ております。この件に関しまして、細かく説明をしていただきたいと思っております。

○議長（待井安登議員） 質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 3時00分

○議長（待井安登議員） それでは、会議を再開いたします。

11番、鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） それでは、2番目の集会施設整備補助事業について、質問いたします。

ことしの主要事業の中に、その事業の内容が載っております。湯戸坂口常会にすることで233万2,000円を盛られております。その内容につきまして、説明をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） それではお答えいたします。

事業説明資料に計上してあります集会施設整備事業補助金につきましては、例年載せている主要事業でございます。今年度はたまたま坂井の湯戸坂口の常会から申請がありましたので、湯戸坂口という名称を記載してございますが、この事業の内容につきましては区等におきまして管理してもらっています集会等を目的とする建物、集会所ですとか公民館ですとか、いろんな言い方はあるかと思いますが、その新築、増築、改修及び構造物の新設・改修・修繕に対して補助率を事業費の2分の1として、上限を250万円として補助金を交付する内容のものでございまして、平成27年度より事業を開始している内容でございます。2分の1については、地元負担が発生するという内容の事業でございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11番、鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） 先日湯戸坂口常会へ行ってまいりました。湯戸坂口常会の公民館というか常会の施設が一応この写真を撮ってまいりました。こんな感じであります。これは昭和45年につくられたものです。湯戸坂口の常会長さんにお聞きしましたところ、ことしはこの外壁、それから畳を全部取り除きましてフローリングにする、屋根をつくる、机を全部座れる形のものにする、そして防災グッズを置く倉庫をつくると、そのように申しておりました。

湯戸坂口の常会というのは15人だそうです。ということは233万2,000円を漏ってある、約500万円の事業を今、言った形ですということになるかと思うんです。そこでこの事業にしましては、今、総務課長が説明したとおり、多分湯戸坂口の常会長さんいわく、うちの常会は前からためてあるお金があったり、これから集金したりして、残りの分を徴収しながら、よりよい公民館をつくっていきたいということでお話しされておりました。やはり500万円をかけまして今、言ったとおり外壁を直して屋根を直して、中を全部フローリングにかえて、机を置いて、倉庫もつくるという、それだけ全部やって一応これから集会所としてやっていきたいというふうに話されておりましたので、こういったことをぜひ、各常会によりまして違うと思いますけれども、いろんなところでそれぞれ、特に私、今回の関係でいろいろ回ってみまして思ったことは、本城につきましては多分私の感じでいきますと合併の何年か前にかんりのところが建てられてきれいです。坂北も場所によっては大変きれいです。私もそこらじゅう行って写真を撮ってまいりました。

もう1つの事業があるんですけれども、これは質問には入れていないんですけれども、ことしの指定避難所、公民館耐震化政策というのがあります。これがことしは別所ということでは1,250万7,000円を組んでおります。これが別所公民館です。別所公民館につきましては、大変ぱっと見た感じとてもきれいです。こちらが仁熊の公民館です。これは昨年全部耐震化設備をしまして、トイレを2つつくっていただいたそうです。やはり坂北もこうやって見ますと大変まだきれいかなというふうに思います。

そこで坂井がどんなに悪いかということが、私は大変よくわかりました。ことし、来年が下安坂、これが下安坂です。下安坂はいつ建てられたかと調べてみたんですが、大体昭和45年ころではないかということで、はっきりした年数はわかりませんでした。それが再来年の松場の公民館がこれです。これは昭和43年。どちらも坂井にしましては本当に古い、昭和の40年代の建物が多くて、本当にこれではいけないというふうに感じました。

そこで私の次の質問があるんですけれども、建てかえの希望の場合とか申請の方法とかという見解を述べてほしいということなんですが、もう1つ、その前に聞きたいことは、ことし別所の公民館2,250万円、5年計画で来年また下安坂に約1,250万円か、そのくらい。再来年に松場の公民館も1,250万円。なぜこの数字を私が申しているかというと、湯戸坂口が500万円でさっき言ったかなりのものが。その2. 何倍かのお金の1,250万円かけて耐震はやる、トイレを直す、ですけれども本当のことを言いまして、こういった古い公民館を耐震のお金をかけて1,200万円かけて直す必要がある、もちろん必要なんですけれども、直すのではなく

て建てかえるためにはどうするか、その方法は先ほど総務課長が説明いたしましたけれども、地区負担を設け、それは昔から私も八木の公民館を建てかえたときに各家庭から毎年2万円ずつ集金しまして、どのくらいの割合で集めたか、ちょっと記憶にございませんけれども、そういった方法が昔はありました。今は先ほども申されたとおり、直すに関しましては250万円を上限とするというような文言がありましたので、これに関する考え方、これからどうしていくかということをちょっと村長にお聞きしたいなと思います。

通告にないか。済みません。(2)の建てかえ希望の場合の申請方法と見解ということで、今、説明しましたけれども、これからそういったふうに建てかえていく方法の希望的な方法で、村長がどういうふうに考えているか、この古い、いわゆる昭和40年代に建てられた坂井の各地区にある避難所及び公民館、こういったものに関する村長の見解で結構ですので、教えていただけたらと思います。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 今、鎌田議員から写真を見せていただいて、私もそれぞれの公民館に行ってみたいんですが、やっぱり坂井地域、非常に古い、また大野田についてはなお古いというふうに私は感じております。

そういう中で、防災を兼ねた集会施設ということで、私がちょうど1期目が終わるころに、防災事業という中で、上永井の公民館を1つ、私が大野田、それから今の松場、それから永井中村を見ても非常に古いという中で、1つ計画をしたらどうかということで、当時の区長さんにはお話をして、そういうことで土地まで一応提供していただけたところまで話はいったんですが、砂防のイエローゾーンになっているということで、そこは断念になりました。

そういう中で、今、非常に村でも防災に力を入れているわけでございますが、そういう兼ねたものはこれからいろいろ研究をしていかなきゃいけないと思いますし、また今の地区がだんだん人口が減ってきて、統合ということもあります。そういう中でやはり区の中でいろいろ研究をしていただいて、一番いい方法が出れば、村もその対応をしていかなければいけないことはわかっておりますので、そんなことで進めていきたいということでございます。地元が一番優先ということでございます。

○議長（待井安登議員） 11番、鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） 公民館というのは村から与えられたものなので、それをどうのこうの、これから建てかえというのは難しいという話は前々から聞いてよく知っております。存

じておりますけれども、これからの中で先ほどもこれから耐震の関係とか、さっき言ったとおり集会所の直す関係もございますので、これから各課で考えていただきまして、何かいい方法を考えていただけたらなというふうに思っております。では要望ということでよろしくをお願いいたします。

次は、筑北ひまわり保育園の環境整備事業についてということで、最初にひまわり保育園のいわゆる表の玄関のところの駐車場のところに、合併浄化槽が2カ所ございます。そこがいわゆるいつも本当に、夏場だけかなと思ったらそうではないんです、毎日においます。私もほとんど、1週間のうち3日くらいは行っていますので。それで最近、きのうも行きまして、きのうはちょうどひまわり保育園のほうの汚泥のいわゆる回収が来たということで、ひまわり保育園のほうで、これがひまわり保育園です。これが多分村営住宅の浄化槽だと思うんですけども、ひまわり保育園のほうはきのうやったばかりですので、ほとんどにおうなかったですが、こちらのほうは住宅の関係だと思うんですが、駐車場の中の本当に一角、駐車場の中に、村営住宅の駐車場の部分のところにいわゆる浄化槽がございます。とてもにおうので、その辺に関する改修工事、または年に2回くらい汚泥を取り除くとかいう、その辺の見解をお尋ねいたします。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） それではひまわり保育園の下水の関係につきまして、お答えさせていただきます。

筑北ひまわり保育園の下水道処理につきましては、合併浄化槽ということで議員ご指摘のとおりでございます。現在、玄関前の駐車場に設置をしております。こちらにつきましては年4回の定期的に浄化槽の保守点検を委託業者に委託しまして、その結果をいただいているところです。結果につきましては、おおむね良好ということで報告をいただいております。ただ、この2月に第4回目の検査が行われました。冬期間の管理は難しいが、コロナ禍で消毒を行っていることで、殺菌成分の流入が多いとの指摘は受けております。

また、今年度につきましては、コロナ禍での感染防止対策ということで消毒を通常の年よりも多めに行っているということもございまして、通年を通してということかなというふうに感じております。

また、年1度の法定検査、これは浄化槽法でいきますと11条検査でございますが、それも11月に実施いたしまして、その結果ではおおむね適正という結果をいただいております。

点検業者に内容的なものを確認したところ、合併浄化槽の管理状況から、機能的には特に

問題はないということでございます。設置場所が駐車場ということもございまして、構造上点検場所が密閉されていること、また臭気が抜ける場所が排水溝しかないということ、それと周囲を住宅、それから垣根等に覆われているということで、臭気が拡散しにくい環境ではないかということもご指摘いただきました。

また、この臭気は合併浄化槽であれば発生するに依るということで、他の施設と比べてどうかということで質問させていただきましたが、特別なものではないというような回答もいただいております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、殺菌成分の流入が多いということから、これらを減らすこと、または中和剤等によりまして、殺菌成分の中和をすることで処理能力の低下を防ぐことができるということでアドバイスをいただいております。したがって回収ということではなくて、適正管理に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 11番、鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） 単純にあれですかね、汚泥を取り除けばきのうはにおわなかったんですけれども、それを頻繁に、汚泥の取り除きは年1だと聞いております。点検は年4回だとしても、汚泥を年1回ではなくて年2回というのはどうなのでしょう。その辺に関する薬の作用とか、その他もろもろはどういった、そんなにやってはいけないのかというような話を後ろのほうから聞こえますけれども、その辺の、場所が何はともあれ玄関口にあるということと、ちょうどその前が、本当に村営住宅の前なので、多分村営住宅まではそんなに、夏場はにおうのではないかなと思うんですけれども、単純に車をとめたりして、単純に駐車場から迎えにいくときに歩いていくと本当にいつもにおうので、その辺の管理に関する部分は、これからぜひ改善をしていただきたいなと思うんですけれども、建設課長にはお聞きしていないんですけれども、建設課長のところ、村営住宅の下水もございますので、お考えをお聞きしたいなと思います。見解で結構でございます。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 先ほど教育次長のほうから答弁しましたとおり、村営住宅の浄化槽につきましても、議員ご指摘のとおり駐車場の真下、住宅が2戸あるうちの1戸分がそこに合併浄化槽が設置されております。同様に年4回の点検を行っておりますが、常に「良」というふうに報告をいただいております。

ただしコロナ禍において、1回だけ「おおむね良」という報告が来ております。これは先

ほど同様、殺菌消毒の液体が流れることで、菌が死んでしまうということで機能の低下が若干見られるので、これについては使用量の調整を求められたほうがいいのではないかということで、これと同じ点検記録というのは住宅のほうにも置いてきておりますので、その辺住宅の方にご協力をいただきながらということでございますので、抜き取りについては汚泥の蓄積状況を見て、見てまいりたいというふうに考えております。

それとあとにおいの原因の1つの要素として考えられることにつきましては、放流水について、あそこの側溝に流していると思うんです。道路側溝。道路側溝ですので、雨が降ったときしか水が流れないというのが基本でございますので、常々流れた水の乾いたものといえますか、そういったものが常にそこにありますので、そういった臭気は若干は出てしまうということは否めないかなというふうに考えております。

いずれにしても浄化槽の適正な管理につきましては、今までどおり適正にやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 11番、鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） 大変難しい問題のようなので、本当のことをいいまして駐車場のあそこの場所に合併浄化槽をつくったことがそもそも間違いだとは思いますが、今さらあそこをかえるわけにもいきませんので、適正な管理をいただきまして、やはり一番あそこはやはりお客様も入ってくる場所ですので、ぜひ管理を徹底していただいて、ちょっと検討をいただけたらなというふうに思っております。

もう1つ、同じ、先ほども言いましたとおり、その玄関口に村営住宅の駐車場があります。これをたまたま駐車場の隣が2棟ありまして、1人は家族、1人は高齢の女性の方が入居しておられまして、今はその女性の方は車を運転していないので、常に今はあいている状態ですが、これでもしまた使うようになりますと、大変ぶついたりとかいろんな問題が出てまいりますので、旧筑北小学校のその周りに、駐車場として確保できる場所がないのかどうか。いわゆる建物の、家族の方は駐車場は建物の玄関口のほうに2台置いています。その向こう側が前は畑になっておりまして、その畑は子供たちがいつも野菜をつくっておりまして、そこは村の土地ではないですよ、きっと。ちょっとよくわからないんですが。ですのでいろいろ考えていただきまして、何とかできたらひまわり保育園のところではないところに駐車場を考えていただくように、これから検討をしていただきたいなと思っております。建設課長にお聞きいたします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） ただいまのご質問につきましては、平成3年建設、天神山公営住宅の2戸の駐車場というふうに理解をいたします。現在、入居されている方もそこが駐車場であるということを承知した上で入居されているという経過がございますので、このタイミングで駐車場を移動するということをお願いしていくのは非常に難しいというふうに考えております。

どうしても移動していただかなければいけないというような理由があればご協力願うことも必要かとは考えておりますけれども、入居者が入れかえになるようなタイミングをもちまして、次の公募の時点で新たな駐車スペースを確保するなどして、そこからかえていくということは可能かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 11番、鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） 後者のほうで結構だと思いますので、入れかわりのときに違うところをあっせんできる、使えるような形での、これから時間があると思いますので、変更の方で近隣の場所を駐車場にかえられるように、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（待井安登議員） 以上で11番議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 太 田 守 彦 議 員

○議長（待井安登議員） 順番9、1、主要事業について。1番、太田守彦議員。

太田議員。

○1番（太田守彦議員） 1番、太田守彦です。

3月の一般質問につきましては、私は当初予算事業説明資料、この中から確認したい点、5点挙げております。それについて質問してまいりますので、よろしくお願いします。

1点目は、当初予算説明資料には記載がございません。質問内容については、さらなる女性参画に向けた取り組み、これについて総務課長に伺いたいと思います。男女共同参画が叫ばれて久しいわけございまして、調べますと男女共同参画社会基本法というのは平成11年、1999年に制定されたという形でございますけれども、それ以降、何ていうんですか、女性の

社会進出ということについては多少なりの成果はあるかと思いますが、この2月ですか、オリンピックの組織委員会の会長の発言、元会長の発言もありまして、やはり今、女性の社会進出、例えば企業においては管理職の女性の比率を高めるですとか、これは行政についても同じですが、さらなる女性の参画に向けた取り組みが必要であるということで、やはりこれも当村の主要な事業に加えるべきではないかという観点で質問させていただきます。

以下につきましては、質問席にて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） それではお答えいたします。主要事業としてさらなる女性参画に向けた取り組みというご質問でございます。

第2次筑北村男女共同参画計画が平成28年度から令和2年度の5カ年計画として、平成28年3月に作成されております。この計画により、行政組織においても性別にこだわらない社会の実現を目指すこととしております。主要事業として掲げる必要があるかないかというご指摘でございますが、行政組織におきましては本来事業の1つという考え方をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1番、太田議員。

○1番（太田守彦議員） この質問をさせていただくことに当たりまして、ちょっと1点また私の取り上げた理由なんですが、ことしの10月に議会議員の改選が行われます。という中で、昨年11月、議員懇談会、村民の皆さんと議員懇談会を開きました。そのテーマにつきましては、女性議員をどうやってふやそうかという内容で懇談会を開きまして、これはパネルディスカッションという形式で、パネラーは松本市議会の小林議員さんをお願いし、東筑の4名女性議員さんがいらっしゃるので、その方から意見交換を行ったという中でございます。

その中で、いろいろな意見が出されましたけれども、いきなり女性議員をふやすという中で、各種村の中には委員会がございます。そういう委員会をなるべく女性の方に参加していただいて、まずそういうところからふやしていくことによって、議員のハードルを下げたらどうかという意見、私は非常に参考になるなと思いましたので、もう1点、総務課長にお伺いしますが、各種委員会がございますけれども、その中で例えば女性の比率を高めるような、そういうような内容になっているのかどうか。それから職員数についても、新規採

用についてはある程度女性の一応採用枠があるのかどうか、この点について質問いたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） まず1点目の各種委員会における女性枠の比率といいますか、女性の比率ということに関しましては、男女関係なく委員会として組織構成をしまっているのが基本的な考え方かと思っております。ただ、選考の中で当然女性からの、女性目線による意見収集、女性目線ならではの考え方の収集とかということに観点を置きながら、各課におけます委員会等では女性の方をお願いをして、委員になっていただいているという経過もございますし、また、そういった委員会の中では先ほど申し上げましたとおり、女性ならではの支援による意見が多く出されているというように聞いております。

また、職員の採用について、女性枠というものは一切性別に関する区分けというものについては、一切設けておりません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1番、太田議員。

○1番（太田守彦議員） わかりました。私、先ほどの委員会の話に戻りますけれども、農業委員会につきましては女性のいわゆる職能、携わっているという観点で、各地域から1名ずつ、これは推薦という形で議会議員のほうも人選にご協力させてもらって、今現在、農業委員については4名の女性の方がいらっしゃいます。

それから私は上下水道の料金の委員会ということで、そちらのほうについても女性を各地域から3名という形で、枠があるものはございます。

続いて、住民福祉課長に伺いたいんですが、今、申し上げましたとおり、女性枠があるという中で、住民福祉課の管轄の委員会、こちらについての女性の状況ですね、これを伺いたい。特に民生児童委員の皆様方について、私は構成比はわからないんですが、もしそういったものがおわかりでしたら答弁願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） それでは、太田議員の質問にあります住民福祉課管轄の委員会での女性起用ということでお答えしたいと思います。

住民福祉課管轄における委員会での女性起用は、先ほど議員おっしゃられました平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、第2条の中で男女共同参画社会とはというところが定義されています。また、この近年人権においてもご存じのように数年前からLGBT、またはSOGIという言葉が使われ、世の中は男性と女性だけではなく、あらゆる性的指向

があるとされています。そのようなことから住民福祉課としてはすべての方々が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関係なく個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを目指すため、委員会等での起用に関しては各種団体からの役員選出であったり、組織からの推薦以外につきましては、女性枠、男性枠といった枠を設けて起用はしておりません。今後もそのような考え方でいきたいと考えております。

ただ、先ほど役員の、役職に関係ない部分に関しましては、現在、結婚推進員さんにつきましては男女各3名ずつということで、比率がほぼ同じになるように人選している状況でありますので、その状況に応じて考え方ということは変えていってもいいのかなというふうには思います。

もう1つ、ご質問がありました民生児童委員の関係でございます。民生児童委員につきましては、現在、民生委員が26名、主任児童委員が1名、計27名委員がおります。そのうち男性が17名、女性が10名、割合ですと男性が63%、女性が37%というふうになっております。民生委員さんに関しましては、地区からの推薦でありますので、村で男女というふうをお願いしているわけではありません。主任児童委員につきましては、保育園とか小・中学校の経験のある方というところで、こちらは村から候補をお願いして、推薦しておりますが、これに関してもやはり男女のお願いということはしておりません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1番、太田議員。

○1番（太田守彦議員） 答弁ありがとうございます。女性枠の比率を設けて、それに合わせて人選するというのは非常に難しいと思うんですが、男女共同参画ということが大前提ですので、やはりそういうことも加味した中で、人選もやはり進めていかないと、一向に進まないのではないかなというふうに思う次第です。

それで今回のオリンピックの組織委員会につきましては、ご存じのとおり定員、定数枠をふやした中で女性の比率をある程度の枠を設けるというような形もございましたので、そういった意味で定数枠をふやす中で女性の方にもどんどん参加していただけるようなことも考えていただきたいと思います。

住民福祉課長にもう1点、質問させてもらいたいんですが、住民福祉課の所管には男女共同参画計画推進委員会ということで、令和3年度には報酬として4万1,000円盛られているんですが、こちらのメンバーといいますか、委員会の方々の内訳、それからどんなことを審議されるのか、伺います。よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） 今のご質問につきましては、すべて把握しているわけではございませんが、比率に関しては今、申し上げたとおり枠というところは考えておりません。内容につきましては、男女共同参画計画というのが令和2年で終了となっていますので、本来ですとこの年度末までに次の部分を作成しなければいけないというところがありますけれども、やっと国のほうの方針が示され、県のほうもやっと素案が示されというところでありますので、そういう中を見据えて今、担当者のほうで次年度等をつくっているような状況ですので、そういう中で審議をお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1番、太田議員。

○1番（太田守彦議員） 私は男女共同参画計画についても、一定数の女性の皆さんには参加いただきたいと思いますし、あと住民福祉課の私は社文の委員長ということで、国民健康保険の審議ですとか就労センターの運営協議会の会長ということをやらせていただいているんですが、やはりこれも国保も加入されている方は女性が半数以上いらっしゃるでしょうし、就労センターも女性の作業員さんが多いわけですから、なるべくそういった中で女性の方にも参画できて、よりよい社会がつくられていくということを希望しまして、次の質問に移ります。

2点目につきましては、脱炭素、それから環境社会に向けた取り組みということでご質問いたします。

カーボンニュートラルということで、今、新政権では、世界的にですけれども、環境問題、非常に関心が高いところでございます。そういう中で今年度の村の予算を見直すと、太陽光の発電補助ということで、今まで従来50万円の補助でしたが、今年度は20万円増額された70万円という予算になっておりました。こういった形で脱炭素、あるいは環境改善に向けた村の行事の中、ほかにどのようなものがあるか、住民福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） 太陽光、脱炭素ということでございますが、菅総理大臣が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするということを表明しました。また県としても太陽光発電、バイオマス発電、小水力発電、地熱発電の利用と推進を行い、温室効果ガスの排出ゼロを目指しています。現在、村におきましても温室効果ガスを減らすために住宅用の太陽光発電システムの補助を実施しているところですが、近年は太陽光発電と蓄電池

をセットにして設置している家庭も多く、またエネファームも普及していることから、今はさらなる温室効果ガスを減らすための対策として、今回の太陽光発電以外にも別の再生可能エネルギーに関して調査を行いながら、補助のほうの検討もしてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1 番、太田議員。

○1 番（太田守彦議員） 村長に伺います。政府の方針が出されたわけですが、村長の方針をお尋ねいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 令和元年11月県議会の定例会において、気候非常事態に関する決議を受けて、阿部知事が気候非常事態を宣言し、その中で2050年二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることに決意をいたしました。

近年、頻発する異常気象に、今や気候危機とも言え、脱炭素社会の実現は世界の喫緊の課題であると考えております。この宣言を契機に本村においても行政だけではなくて、企業、住民の皆様にも危機意識を共有し、連携して脱炭素社会の実現を図っていかねばなりません。

このための施策といたしましては、以前から実施しています住宅用太陽光発電システムの補助金の継続的な実施、また、とくにバイオマスボイラーを導入しましたが、企業の皆様にも再生可能エネルギーの推進を図るほか、住民の皆様には食品ロスを削減するためだけでなく、温室効果ガスの削減につながりますので、今後広報等で協力を願う予定でございます。

また、行政においては、住民福祉課で作成している地球温暖化対策実行計画に基づき、昨年度より公共施設の温室効果ガスの排出量の調査、排出量の削減に向けて電気製品のコンセントを抜き、待機電力を含め節電を図るほか、電子機器、冷暖房機器など電気製品の導入に当たっては、省エネルギーのものを選定するとともに、ごみの軽減、リサイクルの対策、よりよい補助金があれば活用して公共施設のLED化の実現、また今後導入する公用車についても低燃費車にすることなど対策を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1 番、太田議員。

○1 番（太田守彦議員） 村長におかれましては、本庁舎の入り口にまきストーブの導入を、より早く導入され、また、とくらについては松の枯損木の対策と絡めてまきボイラーということで、取り組んでおられます。その中で、今、答弁いただいたんですが、例えば公共施設

の屋根に太陽光パネルを設置するという話は今、お聞きできませんでしたし、それからきょうは先ほども東北の震災から10年ということでもありますけれども、避難所の例えば屋根とか、その周辺地域に太陽光を設置して、停電になった場合のいわゆる電気を確保するというような形で、そうやって対応している自治体もありますので、そういった今の太陽光を公共施設、あるいは避難所を含めた観点で行政として取り組まれるお気持ち、これについて村長にもう一度お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 2年ぐらい前ですかね、この庁舎の屋根に入れるということで業者が来たことがあります。その後、業者が見えないということでございますし、また今、太田議員が防災を兼ねた要するに停電時の発電ということで、各公民館、避難所についても、これからやっぱり検討をして、これは必要かと思います。また今、売電方式でありますので、それが売電方式でなくて単にそれが使えるかどうかということも研究をしなければいけないと思っておりますので、いいご意見をいただきましたので、検討させていただきます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1番、太田議員。

○1番（太田守彦議員） 固定買取制度ということで、単価はもう下がっているんですが、今、言ったように非常時電源としてまたご検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3番目の質問に移りますが、産業課長に伺います。主要事業の中で緊急危険木伐倒事業、説明についてちょっと読ませていただきますと、「アカマツの枯死木の増加により風雪等の影響による倒木が増加しています。この倒木による道路上での事故や停電が発生しているため、伐倒処理を進め事故を未然に防ぎます。道路沿いのアカマツ以外の樹木の巨大化も今後の課題です」ということで、これについてはまた主要事業の中で施策が盛られております。

1点目の質問になりますが、実施の計画、場所、それから予定時期、それからこれの委託先、これについて質問いたします。

○議長（待井安登議員） 産業課長。

○産業課長（山田充彦） 緊急危険木伐倒事業につきましては、ただいま太田議員の説明のあったとおり、本年度取り組む事業でございます。令和2年度も補正予算で一部取り組んだ経過もございますけれども、やはり国道、県道、村道などの主要道路沿いの枯損木、枯死木等

については、倒木によりまして交通事故、あるいは停電等が起きておりますので、その対応として事業化を図ったところであります。

また、こういった状況につきましては、区要望でも出されておりますので、そういった箇所についてもあわせて実施を検討していく予定であります。

実施時期につきましては、一番は台風シーズン前には何とかというふうに思っておりますので、区月ごろまでに終了したいと考えておりますけれども、村内枯損木の処理、あるいは県事業等による伐倒処理等もありますので、そういった事業と同時に行うことによりまして、経費等も下げることが可能となりますので、周囲の状況等を確認しながら、事業を進める予定であります。

また、委託先につきましては、林業事業体を予定しておるところでございます。

いずれにしましても限られた財源ではありますので、緊急性、また効果等を踏まえ、処理を進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1 番、太田議員。

○1 番（太田守彦議員） この質問については、2 回目の質問になりますが、場所について確認させていただくと、今回予算で計上したのは500メートルですかね、という形で乱橋で200メートル、向原団地で50メートル、その他250メートルといった形ですが、要するどういう基準でこの500メートルを選んだのか、要するに対応したいともう考えている場所があるかと思うんですが、その基準について教えてもらいたいです。というのは私、この事業、非常に毎年、もう最近では去年は3月30日ですか、大雪が降って停電で、2日ぐらいとまったりとか、台風で最大3日停電したところもあるわけですね。やはり電線の近くが非常に倒木で停電になってしまうリスクが高いということでございますので、そういった関係で電線の近くはどうしても電力会社さんとの関係もございまして。そういった中で一番気にしているのは、多分道路沿いだとは思いますが、電線と絡みがあると思いますので、その辺も含めて選定箇所についても一度ご説明をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 産業課長。

○産業課長（山田充彦） まず、ことし事業予定している分の箇所につきましては、区要望があったところ、現場確認等させていただいて、まず進めていこうかというふうに思っております。

その他ということについてはこれから場所の選定にかかるわけでございますけれども、い

ずれにしましてもたまたま太田議員の発言のあったとおり、やはり一番は電線というふうに考えております。地域によりましては電線の切断によります停電に伴いまして、例えば水道のポンプがとまってしまって、場合によっては断水まで起こしてしまうということ、また冬場の倒木につきましては、長い時間の停電によりまして電気製品の使用ができないということも考えられますので、ご質問にあったとおり道路と電線のセットという形で考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1 番、太田議員。

○1 番（太田守彦議員） この事業につきましては、予算枠をしっかりと使い切って、早急に危険木伐採をお願いしたいと思います。

そういう中で、もう 1 点、長期的な視野に立って協力隊の強化体制を図るべきではないかということで、今、林業関係の協力隊は 1 名ということでございますけれども、今までもそうでしたし、これからそうですけれども、林業関係の事業というのはふえることはあっても減ることはないかなというふうに思っているわけですが、そういう中でやはり協力隊員にも加わっていただいて、も緊急性のあるものは業者さんに頼む前に協力隊の方がいらっしゃれば柔軟に対応できるんですけれども、今年度の計画では協力隊については増員の計画はないそうですが、協力隊の強化体制、どのようにお考えか、産業課長、お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 産業課長。

○産業課長（山田充彦） 現在の地域おこし協力隊につきましては、3 年目になるところで、今まで林業仕ほか、各資格の取得、それから伐採技術の向上を図るなど、林業のついでに研さんを積んでいるところでございます。また花木の栽培技術や廃棄される枝を活用した木工品を企画するなど、退任後に向けた準備を進めているところです。

村内の森林の多くは手入れが行われていない状況にあり、それがまた危険木の増加につながっている 1 つの要因となっております。

ご質問にあります長期的な視野、ご質問にあったとおり、危険木を発生させない森林経営と考えております。本来森林の管理は森林の所有者の自己管理です。しかし所有者だけでは対応できないため、国では森林経営管理法を策定し、適切に経営管理をしていない森林については、所有者の意向により村が森林の経営を受託し、管理を進めるというような法律もできております。

大変厳しい課題で、県では現在、市町村の業務マニュアルを作成しており、村ではこれら

マニュアルを参考にしながら、村としても方針を決めていきたいというふうを考えております。

協力隊の体制強化ですけれども、やはり危険木、比較的急な斜面にありますので、やはり人力だけでは難しいということで、あわせて機械整備等々も必要となります。したがって体制強化も1つの方法とは思いますが、機械等の整備もあわせて検討しなければならない部分もありますので、今後より考えてはいきたいと思っております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1 番、太田議員。

○1 番（太田守彦議員） この質問については、もう1点、先ほどとくらのまきボイラーを導入するときに、今、まきボイラーの投入については村内の業者さん1社だけがということの中で、導入するに当たって産業課長は将来的には村内に2社とか3社ぐらいそういった林業関係の業者さんをふやしたいという思いを語られたんですが、この点については今もお気持ちは変わっていないでしょうか。

○議長（待井安登議員） 産業課長。

○産業課長（山田充彦） これにつきましては現状1つの法人が立ち上がっているわけがございますけれども、やはりこれからの対応を見るとなかなか厳しいかなというふうに思っております。森林、こういった林業事業体ということで幾つか村内で携わっている人にお話も聞いてはいるんですけれども、なかなか続いていける仕事がないのが現状ではないかということをお伺いしております。先ほど太田議員からも減ることはなくてもふえる部分ではないか、林業については、作業については減ることはないのではないかというお話も出ておりますので、これから考えていく新経営管理法に基づいた村の施業、この内容によってもありますけれども、できればふやしてはいきたいと思っておりますけれども、周囲の村外の業者さんも結構頑張っておられますので、そういった部分も活用しながら、村の森林体制を考えていければと思っております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1 番、太田議員。

○1 番（太田守彦議員） 質問はいたしません、筑北村はアカマツの村木でもございまして、森林整備によってマツタケがまた復活していただきたいというふうには思います。

4 番目の質問は、観光課長に伺いましたが、観光課長の中の企業支援、誘致の検討状況、スマートインターチェンジの整備も進んでおり、今後企業の進出も予定されますと、企業誘

致を積極的に図るための支援策や対応窓口などの構築を図りますという説明でございますが、本年度の、新年度の当初予算に計上がないということで、これについて事情等ありましたらご説明をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それでは太田議員のご質問にお答えさせていただきます。

企業支援・誘致の検討事業に新年度予算の計上がないとのご質問でございますが、村ではスマートインターチェンジの整備を進め、また、それにアクセスする国道、県道の整備も今後進んでくると見込まれております。当村へ企業立地できる環境は整いつつありますが、しかし現段階では企業様からのご相談に対応できるだけの体制ができていないのが実情でございます。

今後、村での新たな企業立地は雇用の創出や人口減少の歯どめ、また地域経済の活性化のために重要でありますので、受け入れ態勢の整備や支援策について3年度からございますが、積極的に進めていくため、当初予算での計上には至っておりませんが、主要事業として位置づけさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 1番、太田議員。

○1番（太田守彦議員） 私は考え方として、主要事業に載せていただいたことについては非常にそのとおりだと思いますし、本当に進めていかなきゃ、もう時間もありませんので、いけないと思っております。

そういう中で、今の観光課の体制を見ますと、検討した結果、外部コンサルに委託するのではないかなと懸念されておまして、今までの筑北村の状況を見ますと中央の業者さんに委託して、それなりの中央向けの報告がされるというような傾向が高かったと思いますけれども、当村の実態によく精通したコンサルを導入していただきたいなというふうには思うんですが、具体的な実現に向けてはコンサル業者を想定されておられるでしょうか。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 現在まだ検討自体が始まったばかりでございます。今まで企業団地とかは産業課のほうで進めてまいりました。なかなか観光課の職員体制も人数が少ないということもございます。今後進めていく中で、外部のコンサルへ委託ということも選択肢の1つではあるかと思いますが、内部でしっかりもんだ後、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 1番、太田議員。

○1 番（太田守彦議員） それでは②の質問に移りますけれども、企業の誘致ということで、今までの企業の誘致というどうしても労働集約型、村にとって雇用の人数が多いのが一番いいわけですから、そういうような考え方なんですけれども、今回のコロナの関係によりまして、やはりなかなか企業の業績も、いいところもあるし悪いところもあるということで、二極化しているということと、それからアフターコロナということを見据えるとやはり何ていいますか、雇用もそんなに大勢な雇用を見込めるというところもあり期待できないのかなというような形で考えておるんですが、今の2 番目の質問につきましては、起業の支援、誘致の検討の中で、今のアフターコロナを見据えた検討も加えてほしいという、これは私の要望でもございますが、この点について観光課長、ご答弁をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） これから一番メインとして考えている検討課題につきましては、やはりスマートインター周辺の造成地、また周りの造成されていない土地も含めての誘致と支援策をどうするかというのが一番のことで、検討しようというふうには考えております。

前から太田議員にはコロナを見据えたという、テレワークとか、そういった部分も含めての検討というご意見をいただいておりますので、そういったものも含めながら今後検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 1 番、太田議員。

○1 番（太田守彦議員） テレワークというか、通信環境も当然のことだと思いますし、あと比較的業績がいいということと、それから立地条件から考えるとロジスティクスといいますか、物流系の企業ということで、全部の業種に広げるのも大変かもしれませんが、そういった業種もある程度絞って検討するということも1 つかと思いますので、また検討をよろしくお願いいたします。

それでは最後の質問で、教育委員会にお尋ねいたします。社会教育事業の推進ということでございます。

コロナ禍により参加者が減少した各種教室について、新しい生活様式のもとで参加しやすい環境の整備や新規教室の開催により、参加者の増加や年齢層の拡充を図りますということでございます。

教育次長にお尋ねいたしますが、新しい生活様式で参加しやすい環境を具体的にどう実現されるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） それでは、ただいまの太田議員のご質問にお答えしたいと思います。

今年度につきましては、コロナ禍での感染状況によりまして、各事業実施できなかったというものもございました。新年度につきましては、社会教育事業について各種イベント、それから学級、講座を開催するとともに、学習発表の場、文化祭なども提供していきたいということで考えております。

長野県が進めております「新たな日常のすゝめ」というものを参考にいたしまして、現在も実施をしておりますけれども、感染防止の3つの基本の人と人との距離の確保、それからマスクの着用、手指の消毒の徹底、あと3密の回避に対応するような会場の設定、それから定期的な換気に心がけて、参加者には健康チェック、例えば検温ですとか、参加者名簿の作成などによる感染予防対策を行った上で開催をしていきたいと、そんなように考えております。これは先ほども申し上げましたとおり、現在も実施しているところでございますが、さらに継続してやっていきたいということでございます。

また、実際に集まらずに各家庭で学習できる遠隔、リモート学習、こういったものや、また講師をリモートで行う講座、こういったものも新年度について検討していきたいということで、安心して参加しやすい環境の整備というところ、それから新規教室の開催によりまして、参加者の増加や年齢層の拡大を図ると、このように考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1番、太田議員。

○1番（太田守彦議員） 教育次長が今、リモート学習、これは非常にいいかと思うんですが、例えば今、検討ということだったのであれですけれども、実際に今zoomとか、そういったソフトを使って、それでパソコンでやりとりするということなただけけれども、高齢者が多いという状況もございますので、そういった関係でいろいろ検討はされていると思うんですが、具体的に何か、例えばどういった事業で新しい参加しやすい環境、新しい生活様式で参加しやすい環境、何か具体的なイベント、事業等あれば例を挙げて説明いただけませんか。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） 具体的にということでございますが、現在、検討中でございます。

講師の関係もございますので、新年度に向けてということで、今、検討させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1 番、太田議員。

○1 番（太田守彦議員） 最後の質問をさせていただきますが、教育長に伺いたいと思います。

私は新年度一番やはり気になっているのは、新型コロナの影響によって生涯学習とか、それから公民館活動、これをどのように充実させていくかといいますか、取り戻していくかということが、これは近隣、どこの市町村も同じだと思いますけれども、教育長はそういったことにつきましてどのように取り組んでいきたいのか、所感、お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（滝澤昭文） それではお答えします。

生涯学習に関しましては、現在、第2次筑北村生涯学習基本計画により、その推進を図っているところです。教育長に就任して1カ月経過しますが、生涯学習や公民館活動はコロナ禍にあって事業の自粛もあり、やや停滞してしまっていると感じております。また学びのスタイルが以前と大きく変わり、みんなで集まることから、インターネットの動画を使って個人で学習することや趣味などを楽しむ方が多くなっているのではないのでしょうか。

このような中で、早急に取り組まなければならないことが2点あると考えております。1点目は、今後この新型コロナウイルス感染症が収束したとして、以前のような事業を今後も再開できるのかということです。新しい生活様式を求められる中で、早急に判断する必要があると考えております。

2点目は、個人で学ぶことができる学習環境が充実する中で、公民館活動や皆さんが集まる学びを通じて人や地域のつながりをどのように深めていくかということを検討する必要があると思っております。

この2点を判断、検討する中で、次年度の事業計画に反映させたいと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1 番、太田議員。

○1 番（太田守彦議員） 答弁ありがとうございます。本当に先ほども申したとおり、どの自治体も手探り状態だと思います。これも非常に生涯学習、公民館活動の充実というのは本当に大切な問題だと思いますので、先進事例を十分検討していただいて、やはりよい取り組みを行っているところは積極的に調査研究していただいて、何ていうんですか、停滞した状況なるべく活性化に向けて取り組んでいただきたいと要望いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で1番議員の一般質問は終了しました。

◇ 西 澤 良 美 議 員

○議長（待井安登議員） 順番10、1、関川村政の8年間について。2番、西澤良美議員。
西澤議員。

○2番（西澤良美議員） 私は関川村政8年間について、質問いたします。

2期8年の期間もあと6カ月ほどで終わりになるわけですが、そこで8年間にできたと、あるいは心残りだったこと、そういうことについて質問したいと思います。

あとは質問席にて。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 西澤議員にお答えをいたします。

私の任期も皆様と同じく11月12日で満了になります。西澤議員から8年を振り返りまして、私の村民とのお約束ごとは6項目ございました。その中で、麻績村との合併も入っております。しかし現状では全く進んでおりませんのが現実でございます。残りの5項目につきましては、安定した水源の確保、荒れた農地対策、若者定住対策、そして住民福祉対策と、学校、保育園の統合についてということでございますが、すべてその中では事業を行っておりまして、これがこれでよしという事業は1つもございません。まだ先がございます。そういう中で手をつけて、すべてが終了したとは思っておりませんし、また、さらに荒れた農地対策の中では、非常に今、高齢化が進む中では非常に住民の皆様が毎年毎年を重ねるごとに、田んぼができない、畑ができないということで、だれかやっていただける方がいないかなということの中でやっておりまして、今村の中では田んぼが48.8ヘクタール、畑が26.4ヘクタール、計75.2ヘクタールが村以外の企業の皆さんにお願いをしてやっているところでございます。これが毎年毎年ふえてきます。企業の皆様もどこまでができるかということは全く保証がございませんし、またそういう話も聞いておりませんが、何とかやっていきますということの答えが返ってきます。

そういう中で、今、事業が進んでいるわけですが、また西澤議員のほうで、心残りに思うことはないかということでございます。実はあります。それは何かというと、私が2期目のスタート時に保育園を含めた小・中学校の給食を給食センターをつくるということ

で、政策の1つに入れてございました。それに向かって職員にもそういうことでいくんだということで事業を進めてまいりましたが、やはり統合のほうは先に進んでおりまして、筑北小学校と、それから坂井小学校が統合して、昨年4月からスタートをしたということの中で、教職センターが間に合わないということになりました。その中で、私は給食センターにつきましては総事業費で約1億8,975万円をかけて給食センターをつくったわけでございます。その中で、国の補助、これが3,952万円、これは全体の20.8%でございます。私は聖南中学の給食棟がその中では一番新しかったはず。そこに村が増設をして、それで給食センター、それで聖南中学から配送していくという計画を立てたわけでございますが、学校の統合が先に来るといって、それに間に合わないということで、今の給食棟が完成したわけでございます。

今、それが1億8,975万円かけてつくった、そのうちの国の費用が20.8%、残りは県の合併特例振興基金を使ったり、それから起債を使ったりということでやってきましたけれど、私はその中の国のお金をいただかなんでも増築をしたほうが相当安くできたと私は思っております。

今現在、この給食棟、今、学校が2つ、それから保育園が2つございます。その中で4つの施設を運営していくに人件費だけでも3,400万円かかります、かかっております。今、そのほかに管理費とかそういうものを入れると相当な金額。その1年の人件費だけでも国から来たお金と同額でございます。これからやっていきますと、非常にこれが重荷になっていくと私は考えております。

そういうことから今、言われたようなことを私はやっていくわけでございまして、この中で今、非常に問題になっているのは、これから恐らく今、4つの給食センターで約12人の職員が配属されております。そういうことの中で恐らくこれからそういうことがもしできていたならば、恐らく人員も半分ぐらいで済むしということでもあります。そういうことの中で、私は今、非常にそこら辺が心残りに思っているわけでございます。

そういうことの中で、今のものがどの程度いきますか、ちょっとよく調査をしながら、人件費、いろいろな問題が今、議会の中で、一般質問の中で出ておりますように、いろいろのことを考えてやらなきゃいけないし、また、この人件費の中でも今、非常に、昨日の「市民タイムス」のうちの予算が計上されました。そのときに朝日村の予算と比較、上下に載っております、朝日村はうちの人口より大体100人ぐらい多い。そういう中で、人件費だけ見ると3億6,000万円ぐらい違っているんですね。そういうことの中で、これからいろいろの事業、

きょうはいろいろ皆さんにご質問いただいた中で、検討をしていかなきゃいけないということは十分わかってはおりますので、これからもそういうことを努めていきたいと思いますので、西澤議員の質問に対しては、心残りということについては今、申し上げたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 2番、西澤議員。

○2番（西澤良美議員） ありがとうございます。今、村長が発言していただいたように、心残りの部分もある、しかしやった中ではまだインターとか、サッカー場とか、そういう問題も結構できているので、随分謙遜して発言していただいたかと、こういうふうに私は感じました。

それですが、9月ですか、選挙が改めであるわけですが、その中で今、言われた給食棟、そういう問題も解決していくのかどうか、この辺はどうですか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） できたものについて、それをまた直すということがなくて、私は今、西澤議員から言われたように、心残りということは、本当は給食センターをつくりたかったと思うんですが、それができなかったというのが心残りということでございますので、今の給食センターをどうにかしてまた給食棟をつくっていくということは全く考えておりません。

○議長（待井安登議員） 2番、西澤議員。

○2番（西澤良美議員） ありがとうございます。たしか給食棟をつぶして、また新たにつくるという、こういう計画はともかくとして、この次の機会があればもう一度出て、やり残したことをやってみたい、こんなような意思はどうでしょうか。

○議長（待井安登議員） 西澤議員、ちょっとこれについては通告外になるかと思いますが。次期ということについては、今までの村政と、それから心残りという通告でございますので、次期については通告外ということで処理をしたいと思います。

○2番（西澤良美議員） わかりました。申しわけない。

それでは以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で2番議員の一般質問は終了しました。

◇ 横 山 敬 議 員

○議長（待井安登議員） 順番11、1、長野道の側道の管理について、2、村道、農道の舗装傷みについて。3番、横山敬議員。

横山議員。

○3番（横山 敬議員） 3番、横山です。

私の質問は2つで、まず最初に建設課長にお尋ねいたします。長野道の側道の管理について。

長野道側道の管理について、本城地籍小仁熊において、長野道の側道を走ってみますと、今の時期はまあ草等も枯れて支障はないんですが、これから夏場にかけて道路に草や木の枝が張り出しておりして、あそこは起伏があるものですから、走っていくと対向車が全く見えない状況、それと高速道路を走っていても、やぶがずっと左側に見えていて、あまり景観上よろしくないんですけれども、このことについて草刈り等の計画、管理、どのようにされているか、お聞きいたします。

あとの質問については、質問席で行いたいと思います。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） ご質問の長野道の側道の管理についてでございますが、まず村道の状況からお話をさせていただきたいと思います。村道の道路延長につきましては、17万9,102メートルとなります。そのうち長野道の側道となる部分が5,500メートルございます。また村道の除雪、側溝清掃等にあつては地域の皆様のお力をおかりして環境保全をしていただいているところもあり、その延長は7万9,185メートルにもなります。皆様方のご協力に大変感謝申し上げる次第でございます。この場をおかりして、御礼申し上げます。

また、このほか村道の草刈り等につきましては、交通量等をかんがみ毎年村道の除草を業者委託している区間もあり、令和2年度実績1万800メートルでございます。そのうち長野道の側道部分に該当するところは2,540メートルということでございます。

議員ご指摘の小仁熊地籍の道路につきましては、業者委託も住民での草刈りというところも恐らくされていない箇所というふうに認識をしております。ただし小仁熊ダム周辺の草刈り等、産業課、観光課、建設課のほうで年1回でございますけれども、やっております。その折には歩道橋のところまではやっているんですが、その歩道橋を渡った先の山側の側道のことをおっしゃられているかと思うんですが、そこについては実際のところ手が入っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 3番、横山議員。

○3番（横山 敬議員） 課長から丁寧な説明があったんですけども、長野道側道、特に先ほどから申しておりますとおり、小仁熊地籍、あそこの箇所についてはほとんど手が入っていないと、ましてやあそこは生活道路でも何でもないので、なおさらと思うんですけども、あれ整理していただくと、私、あそこに山もありまして、山の手入れ等にも入れるんですけども、今の状況だと入る状況ではないと。しかしながら年末になりますと、松飾りの松をとりに入る人間はだいぶおります。そういうこともかんがみて、私の記憶でいけばたしか3年か4年くらい前は、1度私もあそこで役場の職員の方とすれ違ったことはあるんですけども、「何をやっているの」と聞いたら、今、手入れをしてきたという話を聞いたんですが、それ以降、課長がかわってからされていないようにも思うんですから、ぜひ間を見つけてやっていただければうれしいと思います。

次の質問に入りたいと思いますけれども、村道、農道の舗装の傷みについて。

これ、私、前に1度やりまして、去年ですか、同僚議員も質問をしております。まず最初に建設課長、村道について舗装の傷み等で実際問題として計画があるかないか。たしか2年前ですか、年がかわりましたので。そのときは本城地区の大沢の農道の穴埋めは業者がやっているのを見ました。大沢公民館の上のほうの道のところをやっていました。下のほうも若干やったと思うんですけども、その補修の仕方なんですけれども、あまり芳しくない、ただ穴を埋めとくような感じでやっていました。やるんでしたら徹底的に穴のあいている箇所を余分にダイヤモンドを入れてやれば、舗装もはげたりはしないと思います。それとあと、建設課のほうでとか、産業課のほうでやられている補修については、常温合材で多分やられたと思うんですけども、常温合材ですとじきに穴があいてしまいます。そういうことをかんがえて、これから補修等も予定計画はあるか、お聞きいたします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） ご質問の村道の傷みについてでございますけれども、村道の傷み等につきましては、職員の道路パトロール、専らのパトロールということができませんので、外出した折に気づいたところを都度補修していくというような状況でございます。そのような傷みにつきましては、緊急的な穴あきはその都度職員ですとか、業者をお願いして対応しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、そういう場合は常温合材というもので埋めてまいりますので、舗装

カッターまで入れての復旧ということにまでは至っておりません。ご指摘のとおり、長もちもいたしません。そういったところは年に2度、3度穴があくような状態でございますので、都度対応していこうというふうに考えております。

ご質問の大規模な修繕等につきましては、地元要望等を参考に予算の範囲で計画的に行ってまいりたいと考えております。なお要望箇所も多く、すべてを即時に対応することは非常に難しいことと、舗装のはぎ取りから打ちかえは多額の経費となるので、農業用水路の改修であったり、あるいは水道管の布設がえであったりという、こういう工事等に合わせまして復旧をしていくなど、経費節減も考慮しながら実施路線について調整しておりますので、ご理解をいただきたいと。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 産業課長。

○産業課長（山田充彦） 産業課管理の農道につきましては、農道として管理する幅員1.8メートル以上の道路における総延長が4万4,890メートル、うちアスファルト舗装及びコンクリート舗装済みの農道が3万1,485メートルとなっております。

舗装の傷み等を職員及び住民の方により通報があった場合につきましては、小規模であれば職員が補修作業を行っております。しかし職員で補修できない事例等であれば、業者に発注しているところでございます。

ただし土地改良事業として、現在は用排水路の改修を第一と考えて事業を進めておりますので、農道舗装打ちかえ計画はない状況であります。

建設課同様、職員でのパトロール等を行っておりますけれども、補修が必要な箇所を住民の方々が発見した場合につきましては、随時連絡をいただければというふうに思っております。

また、職員で管理農道のすべてをパトロール及び補修するにも限界がありますので、農業農村整備自然事業等を活用いただければ、村からの材料支給を行っておりますので、受益者の方々に何とか補修を行っていただければというふうに思っているところでございます。今後ともご協力のほど、お願いしたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 3番、横山議員。

○3番（横山 敬議員） 両課長、言うことは多分同じだと思っていましたけれど、そのとおりの返答が返ってきました。一番はこれ、計画的にどの路線をやるかということで、産業課

においては水路等は計画的に改修されていく。一番は水路の改修だとは思いますが、農道についても舗装についても作業効率を上げるためにはきちんと管理をしていただきたいと思います。

これあくまでも提案なんですけれども、3月で各業者、令和2年度の工事が完了します。次、新しい令和3年度の工事が発注されるのが大体6月過ぎ、大体8月、9月が主だと思います。ということは村内に建設業者さん多数あるんですけれども、その間、仕事がないということで、建設業者のほうからもそのときに何か仕事はないかと、それを活用して舗装等の補修に当たっていただいたほうが、業者もいいし、村の道路、村道、農道の管理もできるといことで、一応これは検討してみてください。

以上で私の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 通告されました一般質問は、以上で終了しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

なお今後の予定は、あす12日金曜日午前9時から、定例会本会議第4日、議案審議、採決を行います。本会議終了後、全員協議会を行います。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（待井安登議員） 本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後4時30分